

日獵会報

JAPAN HUNTERS ASSOCIATION



第48号
2022.9



特集1

旭日中綬章受章記念報告
in Tokyo・Iwate

特集2

新事業に対する今後の見通し
栃木県猟 日向野会長

一般社団法人 大日本猟友会



(コジュケイ)

日猟会報

第 48 号 令和4年9月

目 次

会長挨拶-----	1
特集 1 会長叙勲祝賀会-----	2
特集 2 野生イノシシにおける豚熱の現状と対策 -----	5
レンジャーだより (尾瀬) -----	11
令和 3 年度事業報告等 -----	16
日猟トピックス -----	22
実包管理帳簿様式-----	24
大日本猟友政治連盟の活動報告 -----	26
統計資料-----	28
共済だより -----	34
狩猟事故共済普通保険約款-----	41
「ポスターのモデル」紹介 -----	48
環境省からのお知らせ-----	49

会長挨拶



まずは、令和4年春の叙勲において鳥獣保護功勞により旭日中綬章の榮に浴したこと、これまでの皆様の力強いご支援の賜物と、心からお礼申し上げます。皆様には、温かいご祝意をいただき、誠にありがとうございました。今後、微力ながら、大日本獵友会の維持発展に努力して参りますので、引き続きご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

本会の構成員数は、総数では微増の一方で、第一種銃獵者は毎年2000人前後減少していたところ、令和3年度は1300名の減と改善の兆しが見えてきました。この状況が一時的なものなのか、担い手助成金などの対策の効果が表れているのか検証し、今後の対策につなげていく必要があると考えています。

また、事故については、令和3年度は獵銃による他損死亡事故はゼロ、傷害は3件と例年に比べ大幅に減少しました。その要因として獵期前の射撃練習、大粒散弾の使用禁止があるのではないかと考えています。今後とも発生の原因や対策の効果などを見極めながら、事故防止に会を挙げて取り組んで参ります。

この数年新型コロナの影響で本会の定例行事の多くが中止を余儀なくされました。その中で令和3年度も事業活動はほぼ計画どおり実施され、多くの成果をあげることができました。

国の進める「2023年シカ・イノシシ半減目標」については、組織を挙げて捕獲に取り組んだ結果、令和2年度は、過去最高の135万頭の捕獲となりました。令和3年度は、イノシシは豚熱の影響もあって捕獲頭数が伸びなかったものの、シカについては最高を記録

したと聞いています。我が獵友会は高齢化、銃獵者の減少など、厳しい状況にありますが、着実な成果をあげていることに誇りを持ちたいと思います。

令和4年度には農水省の新規事業がいよいよスタートします。この事業は、今までの捕獲のみの対策と違い、調査や担い手育成をメインとする事業として初めて実施されるものです。令和4年度はモデル事業として栃木県、奈良県、高知県の3か所で実施しますが、ここで素晴らしい成果を上げ、来年度以降全国に広げていきたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いします。

最後に世界狩猟団体（CIC）から要請があったウクライナに対する募金活動ですが、全国の獵友会員から約400万円の募金があり、大日本獵友会からの約300万円を加えて、計700万円（5万ユーロ）をCICへ送金いたしました。浄財はウクライナからポーランドやハンガリー、ルーマニアなどに避難した何百万人もの難民の食料やボランティア活動などの支援に役立てられ、CICからはさすがJAPANだとお礼と感謝の意が表されたことをご報告します。

結びになりますが、長引く新型コロナウィルスにはくれぐれも留意され、間もなく始まる獵期に向けて十分な準備と安全狩猟の励行をお願いし、ご挨拶といたします。

令和4年9月

一般社団法人大日本獵友会
会長 佐々木 洋平



佐々木会長 旭日中綬章受章

令和4年春の叙勲に際し、大日本猟友会佐々木洋平会長が鳥獣保護功勞により旭日中綬章の榮に浴しました。この輝かしい榮譽は本人のみならず、私ども関係者にとりましてこの上ない慶びです。受章に際し、6月15日、帝国ホテル東京において、祝賀会を開催しました。



佐々木会長は、平成22年6月の会長就任以来、懸案が山積していた狩猟界及び大日本猟友会の改善、改革に、持ち前の行動力と強い意志、さらには各界の豊富な人脈等を縦横に駆使して、関係省庁のみならず政府・与党関係者の理解・協力をいただきつつ取り組み、数多くの成果を挙げ、当会の知名度と存在感を格段に高めました。

中でも、狩猟者の減少防止等のため、銃刀法関係の法令や通達の改善という困難な課題に精力的に取り組み、鳥獣被害防止特別措置法や地方税法の改正のため関係省庁や政府与党の調整に奔走し、鳥獣被害防止事業参加者の射撃教習の免除や狩猟税の減免等、会員の負担軽減に寄与する大きな成果を挙げました。

さらに、野生鳥獣による農林業被害が急激に増加

(一社) 大日本猟友会 佐々木洋平会長
旭日中綬章 受章祝賀会

会場：帝国ホテル 3階 富士の間
日時：令和4年6月15日(水) 17:30～19:30

次 第

○開 会 司会 櫻田 彩子
○佐々木会長の叙勲及び主な経歴の紹介 同 上
○来賓祝辞 自民党鳥獣議連会長、元自民党幹事長
二階 俊博 様
前内閣総理大臣 菅 義偉 様
前衆議院議長 伊吹 文明 様
○謝 辞 大日本猟友会会長 佐々木 洋平
○乾 杯 自民党鳥獣議連幹事長、元自民党幹事長代理
林 幹雄 様

(懇 談)

○挨 拶 環境省自然環境局長 奥田 直久 様
○スピーチ 公明党副代表 斉藤 鉄夫 様
財務大臣 鈴木 俊一 様
自民党政調会長 高市 早苗 様
近未来政治研究会会長 森山 裕 様
日本郵政株式会社社長 増田 寛也 様
自民党鳥獣議連初代会長 武部 勤 様
前自民党税調会長 野田 毅 様
日本体育大学理事長 松浪 健四郎 様
自民党鳥獣議連会長代行 鶴保 庸介 様
デジタル担当大臣 牧島かれん 様 他
大日本猟友会副会長 高橋 徹

○中締め
○閉会

している一方で、ハンターの減少・高齢化が進んでいることから、捕獲事業の担い手の育成にも積極的に取り組むとともに、鳥獣保護管理法、火薬類取締法、電波法等の狩猟関係法令の改正にも取り組み、数多くの実績を挙げました。

平成18年には、紛糾していた猟友会館の建て替えに奔走し、倒産寸前の建設会社との契約を白紙に戻し、無事現在の建物を建設・維持することができたのも佐々木会長の獅子奮迅の働きによるものです。

また、平成24年4月の一般社団法人への移行や、狩猟事故対策のための共済事業の保険業法に基づく認可保険業への移行が数多くの課題を克服して実現に至ったことは、その手腕と人脈に拠るものであり、この度の祝賀会への各界からの出席者は、その功績の偉大さを表すものと言えます。

○祝賀会会場である帝国ホテル「富士の間」入口にて、佐々木会長と善子夫人が御多忙の中駆け付けて下さった衆参国會議員及び関係省庁、関係団体他、来賓の方々のお出迎えをし、沢山の先生方に御挨拶・スピーチをいただきました。



元自民党幹事長 鳥獣議連会長
二階俊博先生



前内閣総理大臣 菅義偉先生



前衆議院議長 鳥獣議連最高顧問
伊吹文明先生



鳥獣議連幹事長 元自民党幹事長代理
林幹雄先生



環境省自然環境局長 奥田直久様



公明党 国交大臣 斉藤鉄夫先生



元岩手県知事 日本郵政株式会社社長
増田寛也様



元自民党幹事長 武部勤先生



日本体育大学 理事長 松浪健四郎様



デジタル担当大臣 牧島かれん先生



自民党政調会長 高市早苗先生



財務大臣 鈴木俊一先生



元経産大臣 小淵優子先生



自民党鳥獣議連会長代行 鶴保庸介先生



自民党鳥獣議連事務局局長
谷公一先生

令和4年6月15日佐々木洋平旭日中綬章受章祝賀会 inTokyo

衆参国會議員出席者

衆議院議員 二階 俊博 先生
元自民党幹事長・自民党鳥獣議連会長
衆議院議員 菅 義偉 先生 前内閣総理大臣
元衆議院議員 伊吹 文明 先生 鳥獣議連最高顧問
衆議院議員 林 幹雄 先生
鳥獣議連幹事長・元自民党幹事長代理
衆議院議員 斉藤 鉄夫 先生 国交大臣・公明党副代表
元衆議院議員 武部 勤 先生 元自民党幹事長
衆議院議員 牧島かれん 先生 デジタル担当大臣
衆議院議員 鈴木 俊一 先生 財務大臣
衆議院議員 高市 早苗 先生 自民党政調会長
衆議院議員 小淵 優子 先生 元経産大臣
参議院議員 鶴保 庸介 先生 自民党鳥獣議連会長代行
衆議院議員 谷 公一 先生 自民党鳥獣議連事務局長
衆議院議員 稲田 朋美 先生 元防衛大臣
衆議院議員 平沢 勝栄 先生 元復興大臣
衆議院議員 堀内 詔子 先生 元東京オリ・パラ担当大臣
衆議院議員 伊東 良孝 先生
衆議院議員 伊藤 忠彦 先生
衆議院議員 佐藤 英道 先生
公明党野生動物被害対策プロジェクトチーム座長
衆議院議員 宮下 一郎 先生 自民党農林部会長
衆議院議員 塩谷 立 先生 自民党鳥獣議連副会長
衆議院議員 櫻田 義孝 先生 元東京オリ・パラ担当大臣
元衆議院議員 野田 毅 先生 元自民党政調会長
衆議院議員 森山 裕 先生
前自民党国対委員長・近未来政治研究会会長
衆議院議員 遠藤 利明 先生 自民党選対委員長

衆議院議員 浜田 靖一 先生 元防衛大臣
衆議院議員 今村 雅弘 先生 元国務大臣
衆議院議員 細野 豪志 先生 元環境大臣
元衆議院議員 松本 純 先生 元国会公安委員長
元衆議院議員 泉 信也 先生 元国務大臣
元衆議院議員 宮路 和明 先生 元農林大臣
元衆議院議員 山口 泰明 先生 前国会対策委員長
衆議院議員 石田 真敏 先生 元総務大臣
衆議院議員 武藤 容治 先生 自民党鳥獣対策委員長
衆議院議員 高木 毅 先生 自民党国対委員長
衆議院議員 武田 良太 先生 前総務大臣
参議院議員 三木 亨 先生
参議院議員 山谷 えり子 先生 拉致問題担当大臣
参議院議員 吉川 ゆうみ 先生
参議院議員 山田 俊男 先生
参議院議員 堂故 茂 先生 富山県猟友会会長
参議院議員 谷合 正明 先生 公明党 鳥獣議連会長代行
衆議院議員 伊藤 良孝 先生
衆議院議員 黄川田 仁志 先生
衆議院議員 小林 茂樹 先生
衆議院議員 笹川 博義 先生
衆議院議員 高鳥 修一 先生 現役ハンター
衆議院議員 小倉 将信 先生
衆議院議員 橋本 岳 先生
衆議院議員 宮内 秀樹 先生
衆議院議員 務台 俊介 先生
衆議院議員 宮路 拓馬 先生
衆議院議員 和田 義明 先生
計52名出席

<関係省庁>

環境省 地球環境審議官 正田 寛 様
自然環境局長 奥田 直久 様
はじめ職員の皆様
農林水産省 農村振興局長 牧元 幸司 様
はじめ職員の皆様
警察庁 生活安全局保安課長 小堀 龍一郎 様
林野庁 次長 織田 央 様

<関係団体>

日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長 増田 寛也 様
学校法人日本体育大学 理事長 松浪 健四郎 様
自由民主党本部 選挙対策本部 事務部長 井形 厚一 様
一般社団法人日本クレイ射撃協会 会長 高橋 義博 様
一般社団法人日本猟用資材工業会 会長 森岡 憲祐 様
一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 理事 大岩 伸夫 様
一般社団法人全日本指定射撃場協会 専務理事 元田 正弘 様
全日本司厨士協会 理事長 宇都宮 久俊 様
東京農工大学大学院 名誉教授 梶 光一 様
一般社団法人ジビエ振興協会 代表理事 藤木 徳彦 様

<関係企業>

総合新川橋病院 院長 内海 通 様
株式会社服部コーワホールディングス 代表取締役 服部 章平 様
坂本法律事務所 弁護士 坂本 誠一 様
辻・本郷グループ 会長代理 藤井 厚 様
日新印刷株式会社 代表取締役社長 赤尾 真人 様
株式会社BO-GA 代表取締役 関岡 裕明 様
ゼット物産株式会社 代表取締役 佐々木 善松 様
株式会社ゼウス 代表取締役 高橋 誠 様
株式会社喜代村 社長 木村 清 様
司法書士法人 溝淵司法総合事務所 代表 溝淵 哲史 様
有限会社浜田銃砲店 代表取締役 濱田 修吾 様
犬猫適正飼養推進協議会 会長 石山 恒 様

<猟友会関係>

47都道府県猟友会会長他

野生イノシシにおける 豚熱の現状と対策

農林水産省 消費・安全局
動物衛生課 野生動物対策班
課長補佐 永田 知史
(獣医師・博士(獣医学))

1 はじめに

平成30年(2018年)9月、岐阜県の飼養豚において国内で26年ぶりとなる豚熱(旧称:豚コレラ¹⁾)の発生が確認されました。

本病は、豚熱ウイルスによる高い致死率と強い伝染力を有する極めて悪性度が高い豚とイノシシの感染症です。このため、飼養されている豚・イノシシ(飼養豚等)で本病が発生した場合、家畜伝染病予防法に基づき当該発生農場の飼養豚等について全頭殺処分が行われるなど、徹底した防疫対応が実施されます。

平成30年9月以降の発生状況については、飼養豚等については、17県83農場において発生が確認され、約35万頭の飼養豚等が殺処分又はその対象とされています(令和4年7月31日時点)。野生イノシシについては、飼養豚での発生と同月、同じく岐阜県において感染が確認され、これまでに30都府県において4,949頭のイノシシで感染が報告されています。今回の一連の飼養豚等での発生拡大については、飼養豚と野生イノシシの感染状況、発生農場での疫学調査等から、野生イノシシでの感染拡大との関連が強いことが示唆されています。

さて、我が国は平成19年(2007年)に豚熱を一度撲滅した経験を有します。日本で豚熱が初めて報告されたのは明治20年(1887年)の北海道の事例とされ、その後、極めて効果の高い豚用ワクチンの開発・使用等の対策により、発生件数は激減し

平成4年(1992年)の発生を最後に発生は終息し、平成19年に国際基準に基づき清浄化、すなわち撲滅を達成しました。この発生から撲滅までの約120年間の間に、野生イノシシでの感染確認は、公式記録としては、昭和57年(1982年)に筑波山で確認された1頭のみとされています。実際には、他にも感染があったと思われますが、少なくとも日本において過去に野生イノシシが飼養豚等での豚熱発生要因として注目されることはありませんでした。この理由としては、当時と現在の野生イノシシの生息状況の違いやウイルスの病原性の違いなどの理由が考えられますが、いずれにしても今回の豚熱発生では、野生イノシシ対策が重要なポイントであると考えられます。

2 豚熱に対する野生イノシシでの 4つの基本対策

養豚農場への豚熱ウイルス侵入防止のため、また、環境中の豚熱ウイルス濃度を低減し、我が国の豚熱清浄化への道筋をつけるため、国は自治体、関係者と連携して、野生イノシシにおける豚熱対策を推進しています。

野生イノシシにおける豚熱対策は、大きく分けて4つの基本的な対策、すなわち(1)サーベイランスの実施、(2)捕獲の強化、(3)経口ワクチン散布、そして(4)リスクコミュニケーションの推進により行っています。これら対策の概要についてご紹介します。

¹ 豚熱は、以前は「豚コレラ」という名称でしたが、本病が下痢を主症状とする人のコレラと異なり発熱を特徴とし名称と病態が一致せず、また、国際獣疫事務局(略称:WOAH、旧略称:OIE)等で用いられている国際的な名称とも一致しないことから、日本獣医学会の提言を踏まえ、令和2年(2020年)に家畜伝染病予防法が改正され、名称が「豚熱」に改められました。

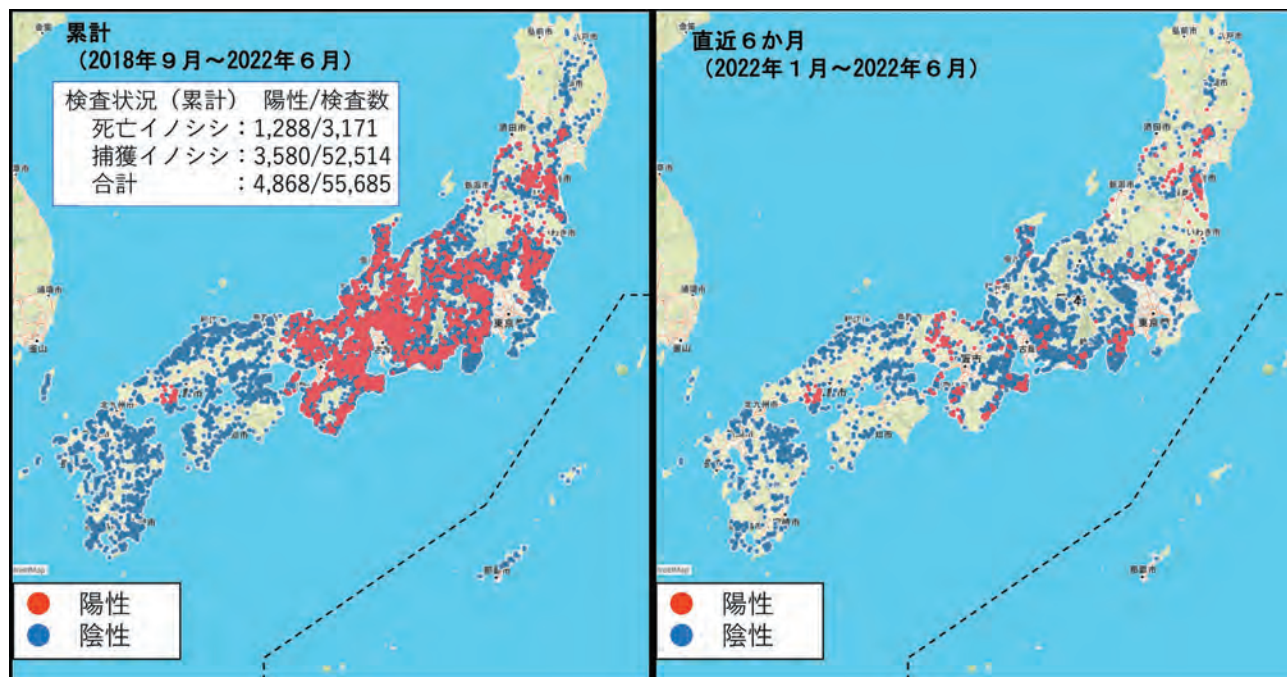


図1 豚熱サーベイランスの状況（陽性とは豚熱感染が確認された野生イノシシを意味します。）

（1）サーベイランスの実施

サーベイランスとは、疾病の発生状況を正確かつ継続的に調査し、得られた検査結果により疾病対策を行うものです。野生イノシシについては、豚熱及びアフリカ豚熱についてサーベイランスを実施しています。このサーベイランスは、野生イノシシ自体、そして農場での対策でも、その方針・内容を決定する上で根幹となる極めて重要な取組です。

野生イノシシを対象とする豚熱サーベイランスとしては、都府県ごとに年間299頭²を目標に検査を行っており、農林水産省では毎週、各都府県からの検査結果の報告をとりまとめ、ホームページに掲載³しています。図1に令和4年6月までの検査実績を示します。

狩猟者の皆様には、サーベイランスにおけるスタートとなる野生イノシシからの血液採取についてご協力いただいているところです。

（2）捕獲の強化

狩猟等による捕獲強化によって野生イノシシの生息密度を低下させることは、感染個体と非感染

個体の接触頻度を低下させ、感染個体の絶対数を抑制することにより、飼養豚等への感染及び野生イノシシでの感染拡大リスクを低下する上で極めて重要な取組です。

既に狩猟者の皆様には農業・生活環境被害、市街地出没の抑制等の様々な野生イノシシによる被害低減のため、狩猟等による捕獲推進を担っていただいているところですが、豚熱対策として更なる強化が求められています。そのため、自治体と国が連携し、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等39都府県に「捕獲重点エリア」を設定し、集中的な捕獲等を推進しています。この活動には狩猟者の皆様のご理解やご協力が必要不可欠となっています。

（3）経口ワクチンの散布

野生イノシシを対象とする経口豚熱ワクチン（経口ワクチン）が実用化されています。野生イノシシの生息地域に経口ワクチンを適切に散布することで、その地域における野生イノシシの免疫を上げ、感染地域内における感染抑制及び感染地域の拡大抑制が期待されます。

経口ワクチンの散布については、平成31年3月、岐阜県及び愛知県において経口ワクチンの散布を開始し、令和4年7月現在、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等39都府県のうち、準備が整った32都府県において散布を行っています。農林水産省では、実証試験を行う等により、散布方法の改善を進めています。令和4年3月には、経口ワクチンの散布方針及び方法を規定している「経口ワクチン野外散布指針」を改定し、新たに「経口ワクチンを埋設しない散布方法」を追加しました。地域のイノシシや他の野生動物の生息状況、山林の状況等を踏まえ、経口ワクチンの散布方法を地域状況によって選択できるようにしています。

経口ワクチンの散布に当たっては、多くの自治体において、猟友会に皆様には散布事業にご協力いただいているところです。イノシシが経口ワクチンをより効率よく摂食できるようにするためには、イノシシが生息している地域に、イノシシの行動を見据えて的確に散布することが重要です。このためには、地域の野生イノシシの生息状況や行動を的確に把握することが重要であり、皆様の狩猟で得られている知見を対策に的確に反映することが重要です。

(4) リスクコミュニケーションの推進

本年3月、これまでの本州の西端（兵庫県）から約280 km離れた山口県において、野生イノシシで豚熱感染が確認されました。この感染については、感染の範囲が山口県、広島県及び島根県の県境付近に限定されていたこと、また、遺伝子解析の結果、紀伊半島東部の野生イノシシで確認されているウイルスとの関連が示唆されていることから、野生イノシシ間の接触感染のみでウイルスが伝播したのではなく、人や物に付着したウイルスがこの地域に持ち運ばれ、

野生イノシシに感染した可能性が示唆されています。

このため、人や物の移動による感染拡大を防ぎ、感染を終息させるためには、野生イノシシの生息地域に立ち入る者がウイルスを持ち出さない、そしてウイルスを持ち込まないことが重要です。このことから、野生イノシシが生息する地域に入った場合、靴底の消毒等の適切な対策が重要であるなど、ポスター⁴や講習会などを通じて周知を推進しているところです。

以上のように、野生イノシシにおける豚熱対策において、狩猟者の皆様には、多大なるご協力をいただいています。これ以上の被害拡大を防止し、狩猟文化を維持・発展させるためにも引き続きのご協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 狩猟において気をつけたいポイント

野生イノシシで豚熱が発生した場合、確認された半径10 kmが豚熱感染確認区域に指定され、野生イノシシの市場流通向けの解体・加工が中止され、個人消費についても陽性区域外への持ち出しについて制限が課せられるなど、狩猟にも大きな影響があります。

豚熱の感染がない地域では、清浄性維持のため、感染が確認されている地域では早期の清浄化と他の清浄へのウイルスの伝播を防ぐため、一人一人の対策が重要です。

(1) ウイルスが存在する場所

豚熱ウイルスは、生きた豚及びイノシシで増殖します。ウイルスは感染したイノシシの肉や血液だけでなく、唾液、糞尿等にも多量に含まれています。したがって、これらに汚染された、猟具、靴さらには、汚染した土等が衣類、靴等に付着し、人が意図せずウイルスを別の場所に運んでしまい、感染を拡大させる可能性があります。

² 県内の野生イノシシ群（無限に存在すると仮定）において1%の豚が感染している場合に、95%の確度で発見するために必要な検査頭数。

³ https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/wildboar_map.html

⁴ <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/pdf/consumer-2.pdf>

（２）感染を広げないために必要な行動

狩猟など、野生イノシシやその排泄物等が存在する山林等の場所に行ったり、これらと接触する可能性のある活動などを行ったりする際には、適切な感染拡大防止策を行う必要があります。以下に、具体的な対策を例示します。

- ① 異なる山や感染状況の地域に移動する際、帰宅の際には、靴や自動車のタイヤの洗浄・消毒等を確実に実施する。
- ② イノシシの解体を行う際には、使い捨て手袋や衛生的な着衣（使い捨てのレインコートやビニールエプロン等）を使用し、使用後は適切に廃棄又は消毒を行う。なお、レインコート等を着衣することにより、ハンティングベストが隠れ、他の狩猟者からの視認性が低下する可能性もあるので、安全確保について十分な配慮が必要です。
- ③ 解体後の内臓等は、放置せず二重に袋につつみ衛生的に処理するか、やむを得ない場合は消毒等を適切に行い、公衆衛生の確保等に十分に配慮した上で適切に埋める。
- ④ 捕獲個体を持ち運ぶ際は、丈夫な袋に入れ、穴が開かないようにソリに乗せて運搬するなどの対応をすることが望ましい。この際、袋やソリについても入念に消毒を行う。
- ⑤ 死体を埋却処分する場合には、公衆衛生の確保等に十分に配慮した上で、死体が隠れる十分な深さの穴を掘り、しっかりと土を被せ、他の野生動物が掘り返さないように埋める。この際、消石灰や逆性石けん等を用いてウイルスが付着した可能性のある土等を消毒する。
- ⑥ イノシシ肉に由来する、ゴミや廃液などにより、区域外の野生イノシシに感染するリスクがあるため、豚熱陽性確認区域から、自家用を含む肉等を区域外に持ち出さない（「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づいてジビエ利用する場合を除く）。

⑥ 帰宅後、タイヤ、靴、猟具等を洗浄・消毒する。

また、速やかに着衣を脱ぎ洗濯する（洗剤のにおいが気になる場合は、アルコールスプレー等で消毒する。）。

- ⑦ 狩猟者自身の手指の洗浄・消毒とともに、猟犬の足・体の汚れも落とし、消毒を行う。
- ⑧ 自動車はタイヤやハンドル・荷台等の車内の汚れを除去し、確実に消毒する。車内に新聞紙や使い捨て防汚シート等を敷くことで、汚れの除去を効果的に行うことができる。

また、捕獲や解体時の手袋や衛生的な着衣の使用、手洗い・消毒の徹底は、豚熱の感染拡大防止だけでなく、狩猟者自身の感染症対策にも効果があります。

（４）消毒における留意点

特に、靴底やタイヤの溝はウイルスを含む可能性がある土がこびりつき、除去が難しい部分です。洗浄作用と消毒作用を併せ持つ逆性石けん液を噴霧器やじょうろを用いて散布するとともに、泡立ててブラシを用いてこすり落とす等により、洗浄・消毒を行います。

逆性石けん液は、動物用医薬品の使用が望ましいですが、薬局等で販売されている医薬品で十分な効果が期待できます。

臭いや成分の残留が気になる場合は、揮発性であるアルコール消毒液を用います。

以上の点について、対策の要点をまとめたチラシを本項の末に示します（図２）ので是非ともご参考にしてください。猟期は、野生イノシシも狩猟による人の動きも活発となり、ウイルスが拡散するリスクが高まるとの指摘もあります。この機会に、改めて対策について見直していただければと思います。

4 アフリカ豚熱対策

近年、海外において、アフリカ豚熱という豚熱とは異なる種類のウイルスを原因とする豚及びイノシシの感染症の発生が急激に拡大しています。本病は、有効なワクチンが実用化されておらず、万が一日本に侵入した場合、その対策は豚熱を超える極めて困難なものになると考えられます。

本病の対策としては、海外からの侵入を防ぐことが最重要であることは言うまでもありませんが、万が一我が国に侵入した場合に備えた初動対策の確立が急務となっています。

初動対策においては、本病ウイルスの特徴である極めて強い環境抵抗性を考慮する必要があります。感染した野生イノシシは、感染後短期間で死亡する一方で、死体、汚染した土壌等に存在するウイルスは、数ヶ月にわたり感染性を維持すると考えられます。

このことから、本病対策では死体をいかに迅速に発見し、適切に処分・消毒するかが重要です。

また、本病ウイルスは、低温調理されたハムなどでも長期に感染性を維持することが知られており、実際に海外では感染豚に由来する食品により、野生イノシシに感染が広がったと考えられる事例も知られています。したがって、山林等に食品等のごみを放置せず、持ち帰るといった対策も重要です。もちろん、このごみの持ち帰りといった対策は、豚熱対策においても同様に重要であり留意が必要です。

5 おわりに

アフリカ豚熱及び豚熱対策については、関係者が一丸となって、継続的に粘り強く実施する必要があります。特に、様々な対策において、狩猟者の皆様のご協力は不可欠です。引き続きの、ご理解とご尽力のほど、よろしくお願いします。

狩猟者のみなさまへ ～豚熱対策のお願い～

- ・イノシシで豚熱（旧称：豚コレラ）が発生すると、**その地域のイノシシ肉の利用が制限される可能性**があるなど、**狩猟にも大きな影響**があります。
- ・イノシシで豚熱の感染が「ない地域では**清浄性維持**」「ある地域では**早期の清浄化**」のために！
- ・皆さん一人一人の、洗浄・消毒対応が重要です！！

ウイルスがいる場所

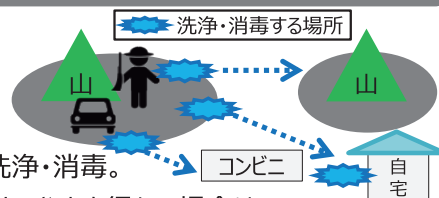
- 豚熱感染イノシシが確認された地域は特に注意が必要です。
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中(土壌、植物など)を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、靴、車両のタイヤ、猟具等に付着して豚熱ウイルスを拡散させるおそれがあります。



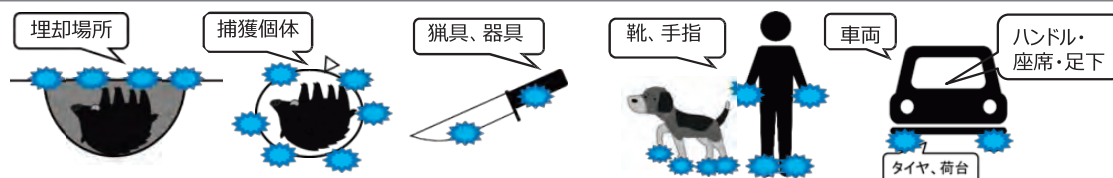
感染を広げないために必要な行動

いつ、何をすればいいの？

- 狩猟した後、大きく移動する際に「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。
(具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき、移動途中でコンビニなどに立ち寄るときなど。)
- 自家消費用の解体時には、**使い捨て手袋、衛生的な着衣**（レインコート、防護服等）を使用。※レインコートは使い捨て又は洗浄・消毒。
- 解体後の内臓等は、**放置せず二重に袋につみ衛生的に処理する**か、やむを得ない場合は消毒等を適切に行い、公衆衛生の確保等に十分に配慮した上で適切に埋置する。
- 豚熱感染確認区域から、自家消費用を含む肉等を持ち出さない。
※「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従ってジビエ利用する場合は除く。
- 自宅に帰ってから特に念入りに「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。次の猟場にウイルスを持ち込まない。



消毒のポイント（場所、ものなど）



洗浄・消毒の方法

●靴の裏、タイヤ周り

→ブラシ・水などで土などの汚れを落とし、消毒する。

（ウイルスは肉や血液だけではなく、糞尿、唾液等が混じっている土などにも含まれている可能性があります。靴裏やタイヤの溝の土などをブラシ等を使いながら逆性石けん液などで洗い流し、確実に洗浄・消毒します。）

●器具（ナイフなど）

→ブラシ・水などで血液などの汚れを落とし、消毒する。

●消毒方法

→アルコールスプレーや逆性石けん液等を噴霧器、じょうろ等でかけて行います。

手指や衣服、猟具・ナイフなどで消毒薬のニオイや薬の残存が気になる場合はアルコールで。

※消毒薬は、薬局・ドラッグストア等で販売されています。



※事業等で、高リスクな場所を複数訪問する場合等での衛生対策は自治体担当部局の指示に従ってください。

※死亡イノシシ発見時は、接触を避け、自治体で検査等を行う可能性があることから、各自治体へ連絡してください。

令和4年8月 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課
環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室

図2 豚熱感染拡大防止対策のお願い

レンジャーだより



尾瀬国立公園・日光国立公園に おけるニホンジカ対策

片品自然保護官事務所 自然保護官 服部優樹
同 生態系保全等専門員 黒沢秀基

◆はじめに

(尾瀬日光の概要、被害の現状、課題)

尾瀬国立公園は群馬・新潟・福島・栃木県境にまたがり、日光国立公園は、群馬・福島・栃木の県境にまたがって位置しています。尾瀬はミズバショウの群生地として知られ、唱歌「夏の思い出」で有名な日本最大の山岳湿地が、日光では山岳・湖沼・滝・湿原が織りなす多彩な自然美が特徴となっています。しかし、いずれの地域もニホンジカ（以下、シカ）による生態系被害が発生しており、尾瀬地域ではミズバショウやニッコウキスゲ等の湿原植生の食害や踏み荒らしが、日光地域ではシラネアオイ等の高山植物やササ類等の林床植生の食害が発生しています。そして、両地域で見られる生態系被害は同じ個体群によるものである、ということをご存じでしょうか。

◆広域に移動するシカ

図1は、尾瀬ヶ原・尾瀬沼で捕獲したシカにGPS首輪をつけて行動を調査した結果です。

これを見ると、夏は尾瀬地域で過ごし、冬は日光地域で越冬している状況にあることがわかります。つまり、当該地域のシカ個体群は、季節的に場所を変えながら両国立公園に生育する植物を採食し、また繁殖していることが推測されます（当該地域のシカ個体群は「日光利根地域個体群」といわれています）。このように、シカは県境や国立公園の境界に関係なく広域的に移動するため、行政機関や地域関係者が連携し、植生保護や捕獲等の対策を実施する必要があります。

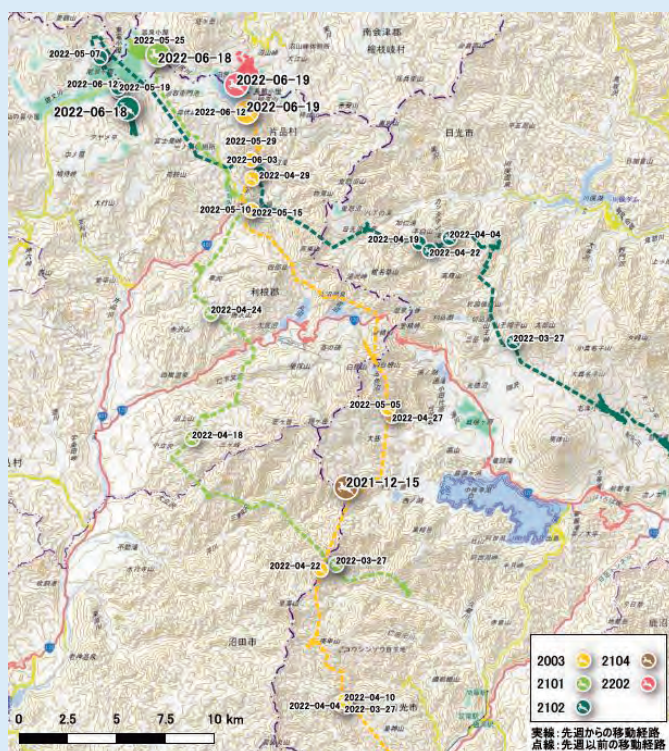


図1：GPS首輪装着シカの移動経路

◆「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ広域対策協議会」の設置

当該地域においては関係機関等による対策の連携を図るべく、両地域を包含する「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ広域対策協議会」を令和元年に立ち上げ、共通の対策方針を策定しています（図2）。本方針においては尾瀬国立公園では尾瀬ヶ原・尾瀬沼や高山帯へのシカの影響を排除し、湿原及び高山植生に影響が見られない状態を維持すること、日光国立公園ではシカの密度が適切に保たれ、植生への影響が十分に小さく、健全な植生の維持・更新に支障がない状態を維持することを最終目標としています。

尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針（概要版）

背景

ニホンジカの増加・分布域の拡大 × 日光と尾瀬を広域的に移動する個体群の存在

関係機関・団体が広域的に連携して、個体群の管理や各種対策を実施する必要

現状と課題

■尾瀬ヶ原・尾瀬沼

- シカの確認数や被害状況が増加傾向
- 生息密度減少のための捕獲強化
- 植生保護柵の迅速な設置

■越冬地

- 標高の高い越冬地での捕獲不足
- 高標高域越冬地での捕獲強化（足尾地域など）

■移動経路上

- 最も捕獲効率が高いが、捕獲の期間・場所に空白
- 特に春の捕獲強化（指定管理鳥獣捕獲等事業を活用）

■分布拡大域（会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山）

- 食痕増加・範囲拡大、高山域での捕獲が困難
- モニタリング調査による捕獲適地検討
- 状況を見つつ植生保護柵の検討

日光国立公園

シカの生息条件下で成立した生態系

尾瀬国立公園

シカによる影響を受けずに成立した生態系

最終目標 (ゴール)

シカの生息密度が適切に保たれ、植生への影響が十分に小さく、健全な植生の維持・更新に支障がない状態を維持

尾瀬ヶ原・尾瀬沼や高山帯へのシカの影響を排除し、湿原及び高山植生への影響が見られない状態を維持

事業目標 (5年目途)

- 植生への影響を低減するため、シカの生息密度を現状より低密度に
- 保全対象となる湿原・高山・森林植生を維持・回復するため、関係機関が連携して、防護柵を適切に設置・維持管理

- 湿原植生への影響を低減するため、指標に基づき、尾瀬ヶ原等の湿原に出没するシカの個体数を概ね半減
- 森林、湿原及び高山植生を保護するため、関係者が連携して、優先防護エリアのA及びBランクに防護柵を設置

実施方針

捕 獲

(1) 共通事項

- ・ 効果的・効率的な捕獲、利用者等の安全対策、自然環境への配慮、捕獲個体の処理、捕獲の実施主体、関連法令等の遵守

(2) 奥日光・足尾周辺地域

- ・ 定住型個体(通年)及び移動型個体(晩秋～冬)の捕獲
- ・ 足尾地域高標高域での捕獲検討
- ・ 捕獲適地や適期の検討のための情報収集

(3) 片品・檜枝岐地域(移動型個体の移動経路上)

- ・ 集中通過地域での効率的・効果的な捕獲
- ・ 関係機関で連携した効率的・効果的な捕獲
- ・ 定住型個体の通年捕獲（有害・管理捕獲）

(4) 尾瀬ヶ原・尾瀬沼地域

- ・ 春から晩秋にかけて移動型個体の捕獲

(5) 会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山周辺地域

- ・ 生息状況調査の結果に基づき捕獲
- ・ 捕獲を効果的に実行するための体制整備

植生保護

(1) 日光国立公園

- ・ 既存防護柵の維持管理、植生の回復、保全対象種の衰退防止
- ・ 防護柵の効果検証
- ・ 防護柵の設置検討(鬼怒沼、女峰山、太郎山)

(2) 尾瀬国立公園

- ・ 優先防護エリアのA及びBランク区域への5年以内の防護柵の設置
- ・ 防護柵の効果検証

モニタリング

(1) モニタリング

- ・ ①生息状況の把握、②植生影響の把握、③対策の効果検証の3つの観点から実施
- ・ モニタリングの継続、事業目標の達成に向けた進捗の把握によりPDCAサイクルを回転
- ・ データの収集・蓄積が効率的に行える手法、共通様式の導入

(2) 調査研究

- ・ 移動型個体群を含むシカの動態や植生への影響等に関する調査研究の推進

図2：「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針」（概要版）

その中では、夏期の尾瀬地域（尾瀬ヶ原・尾瀬沼）と分布拡大域（会津駒ヶ岳等）、冬期の日光地域（奥日光・足尾周辺地域）及び両地域をつなぐシカの移動経路上のそれぞれについて、地域の状況を踏まえた対策内容を整理しており、協議会構成員が連携を図りながらモニタリングの実施や植生保護柵の設置のほか、各地域の猟友会の皆様のご協力も得てシカの密度管理に取り組んでいます。

◆捕獲の取組（尾瀬、日光、移動経路）

GPS 首輪調査により把握したシカの行動を踏まえ効果的な時期や場所で捕獲を行っており、尾瀬ヶ原・尾瀬沼の核心地域や移動経路上、越冬地において、地域ごとで主体を定め、捕獲に取り組んでいます。

尾瀬ヶ原・尾瀬沼では、毎年 80 ～ 90 頭程度捕獲しており、このうち尾瀬沼の大江湿原では全周を植生保護柵で囲い、その周辺においてシカの捕獲を行っています。この捕獲は地元の檜枝岐村猟友会が請け負い、毎年 15 頭程度捕獲しています。令和 4 年度は罠の数を増やし、より捕獲に尽力していただいています。

捕獲と植生保護柵による攻守の連携もあり、着実に本来の植生がよみがえりつつあり、毎年この大江湿原のニッコウキスゲが多くハイカーを楽しませてくれます（図 3）。

また、捕獲効率が良いといわれる国道沿いの移動経

路上での捕獲は、地元の利根沼田猟友会片品支部が請け負い、毎年 200 頭前後の捕獲成果を上げています。

一方、越冬地となっている日光国立公園の足尾地域や奥日光地域での捕獲も栃木県猟友会日光支部が請け負い、毎年成果を上げています。

このように捕獲の対策の各所で地元猟友会の協力を得て、シカ対策が進んでいます。（図 4）

◆まとめ

広域に移動するシカの個体群に対し、県境をまたぐシカ対策は、各協議会構成員の連携と、各県の地元の猟友会の協力によって成り立っており、国民の財産でもある国立公園の自然を守ることに大きく寄与しています。尾瀬・日光国立公園のシカ対策を最終目標に向かって進めるにあたり、今後も猟友会を含めた様々な関係機関との連携は欠かせないものと考えています。

本誌では、全国の国立公園などの貴重な自然地域における野生鳥獣の管理に関する話題について、シリーズで環境省のレンジャー（自然保護官、国立公園管理官などの現場職員）に執筆をお願いしています。

本号では、関係する複数の猟友会や国、地方公共団体等と連携・役割分担しながら着実に成果をあげている尾瀬・日光の事例について、いつもより多くの紙面を割いて紹介します。

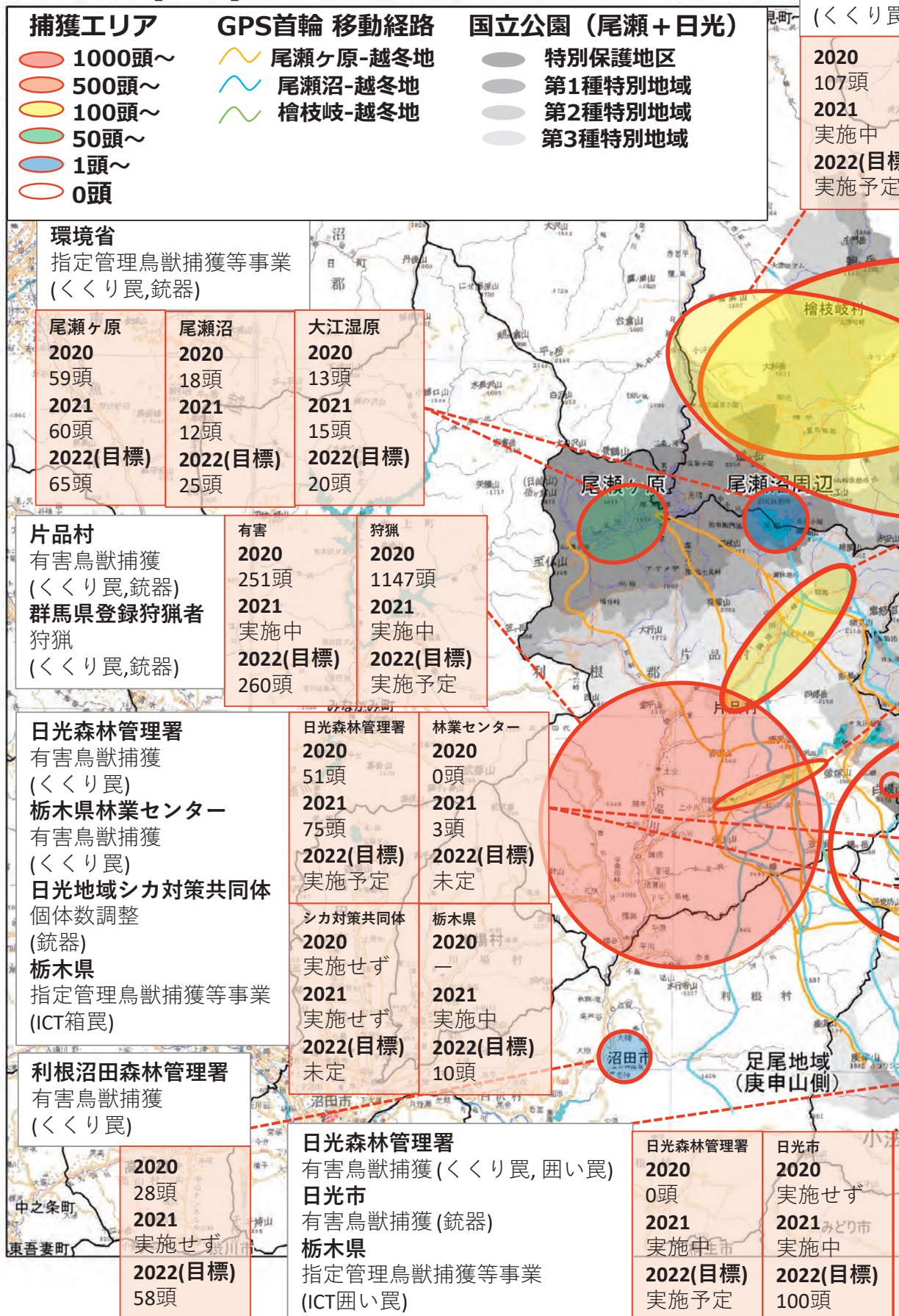


図 3：大江湿原のニッコウキスゲとハイカー

2022(R4)年度実施計画 捕獲位置図

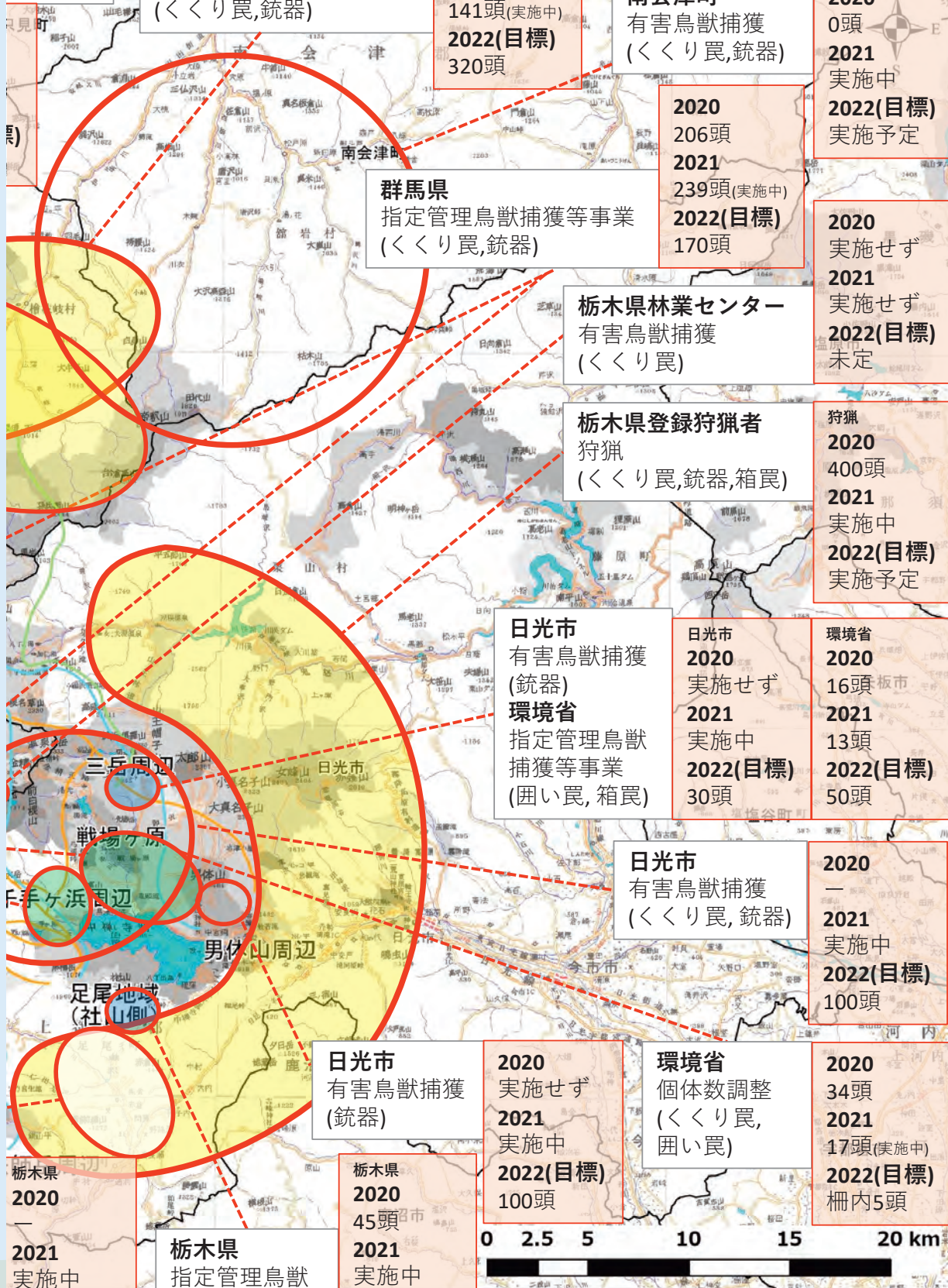
福島県登録
狩猟
(くくり罠)

2020
107頭
2021
実施中
2022(目標)
実施予定



録狩猟者

(銃器)



福島県
指定管理鳥獣捕獲等事業
(尾瀬地方)
(くくり罠,銃器)

2020
108頭
2021
141頭(実施中)
2022(目標)
320頭

南会津町
有害鳥獣捕獲
(くくり罠,銃器)

2020
0頭
2021
実施中
2022(目標)
実施予定

群馬県
指定管理鳥獣捕獲等事業
(くくり罠,銃器)

2020
206頭
2021
239頭(実施中)
2022(目標)
170頭

2020
実施せず
2021
実施せず
2022(目標)
未定

栃木県林業センター
有害鳥獣捕獲
(くくり罠)

栃木県登録狩猟者
狩猟
(くくり罠,銃器,箱罠)

狩猟
2020
400頭
2021
実施中
2022(目標)
実施予定

日光市
有害鳥獣捕獲
(銃器)
環境省
指定管理鳥獣
捕獲等事業
(囲い罠,箱罠)

日光市
2020
実施せず
2021
実施中
2022(目標)
30頭

環境省
2020
16頭
2021
13頭
2022(目標)
50頭

日光市
有害鳥獣捕獲
(くくり罠,銃器)

2020
—
2021
実施中
2022(目標)
100頭

日光市
有害鳥獣捕獲
(銃器)

2020
実施せず
2021
実施中
2022(目標)
100頭

環境省
個体数調整
(くくり罠,
囲い罠)

2020
34頭
2021
17頭(実施中)
2022(目標)
柵内5頭

栃木県
2020
—
2021
実施中
2022(目標)
10頭

栃木県
指定管理鳥獣
捕獲等事業
(銃器)

栃木県
2020
45頭
2021
実施中
2022(目標)
40頭

2022(R4)年2月25日
尾瀬・日光国立公園二ホンジカ対策広域協議会

図4：「2022 (R4) 年度実施計画 捕獲位置図」

令和3年度事業・決算 及び 令和4年度事業計画・予算の報告

6月15日に東京都千代田区の帝国ホテルにおいて、令和4年度定時総会が開催され、令和3年度の事業報告・決算が承認されました。令和4年度の事業計画・予算は、3月29日の令和3年度第3回理事会で承認されています。

● 令和4年度定時総会の概要

令和4年度は、新型コロナウイルスの感染が収まらない中、各都道府県猟友会の会長を迎え、出席人数を抑えて開催しました。

会の冒頭、3年度の構成員数増加率上位の都道府県猟友会の表彰と、今回勇退される都道府県猟友会長等へ感謝状の贈呈を行いました。

続いての議事では、堀江北海道猟友会会長が議長に選出され、次の議案が承認されました。

第1号議案 令和3年度の事業報告について

第2号議案 令和3年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認について

第3号議案 理事及び監事の選任(改選)について

特に、今年度は役員改選期に当たり、総会終了後の理事会で佐々木会長が再選(第7期、13年目)され、表のとおり新たな役員体制が決定しました。

<大日本猟友会 新役員>

役 職	氏 名	現 職
会 長	佐々木 洋平	岩手県猟友会会長
副会長	高橋 徹	高知県猟友会会長
同	鈴木 理之	千葉県猟友会会長
同	池田 富夫	新潟県猟友会会長
同	大野 恵章	岐阜県猟友会会長
同	尾上 貞夫	和歌山県猟友会会長
同	渡部 昂一	宮崎県猟友会会長
理 事	堀江 篤	北海道猟友会会長
同	金澤 俊二郎	静岡県猟友会会長
同	辻森 金市	石川県猟友会会長
同	福原 守	滋賀県猟友会会長
同	國武 訓扶衛	広島県猟友会会長
同	安藤 勝俊	愛媛県猟友会会長
同	長井 健三	大分県猟友会会長
同	中園 功一	鹿児島県猟友会会長
監 事	日向野 義幸	栃木県猟友会会長
同	細田 信男	島根県猟友会会長

※任期は、令和6年6月(予定)の定時総会まで



佐々木会長 開会挨拶



堀江理事(北海道猟友会会長)が議長となり、議事を進行

<表彰獵友会>

◇構成員(総数) 増加率上位獵友会

- 第1位 一般社団法人 広島県獵友会
- 第2位 公益社団法人 岩手県獵友会
- 第3位 一般社団法人 山形県獵友会

◇第一種銃獵構成員増加率上位獵友会

- 第1位 公益社団法人 岩手県獵友会
- 第2位 一般社団法人 新潟県獵友会
- 第3位 一般社団法人 秋田県獵友会



佐々木会長から國武広島県獵会長に表彰状を贈呈



佐々木会長から菅野岩手県獵専務理事に表彰状を贈呈



佐々木会長から梅川山形県獵会長に表彰状を贈呈



佐々木会長から池田新潟県獵会長に表彰状を贈呈



佐々木会長から佐藤秋田県獵会長に表彰状を贈呈

● 令和3年度事業内容の概要

令和3年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症のため、会の活動も各委員会等の開催を必要最小限にするとともに、東西都道府県猟友会会長会議、安全狩猟射撃ブロック大会の中止など少なからぬ影響を受けましたが、ブロック会議は人数を制限して開催するなど、全般的には大きな問題はなく遂行することができました。

特に、「2023年シカ・イノシシ半減目標」の達成に向けて、各都道府県猟友会の協力を得て捕獲を推進するとともに、本会の重要課題である構成員・捕獲担い手の育成確保については、前年度から開始した第一種銃猟構成員の新規加入者増加のための支援事業などの重点的取組みを行い、第一種銃猟構成員の減少は前年度から改善し、構成員総数は微増となりました。

また、自民党鳥獣議連等を通じ政府与党に積極的な提言・要請等を行っていた「鳥獣被害防止特別措置法」の改正・延長が、6月の通常国会で成立し、都道府県の役割が強化されるとともに、実施隊員以外の捕獲従事者の技能講習免除規定は、5年以上延長されました。

収支については、一部会議等の中止・縮小等による支出減に加え、共済保険事業の支払額の減少、狩猟読本の販売、共済積立金の積極運用等から、1億円を超える増益となり、また、ベスト・帽子製作の借入金を完済し、これまで以上の健全化が進みました。

1. 構成員数

第一種構成員の減少は約1,300人に留まり、一方でわな構成員は引き続き増加し、総数では前年度から微増となりました。

女性構成員については、3,082人と300人以上増加し、全構成員の3%となりました。

年度末構成員数

年 度	わな	網	第一種	第二種	合 計
元年度	37,477	340	63,747	2,671	104,235
2年度	39,050	319	61,867	2,718	103,954
3年度	40,468	280	60,579	2,658	103,985

単位：人

2. 重点事業

以下の事項について、重点的に事業を実施しました。

① シカ・イノシシの捕獲強化の推進

- ・政府の「2023年シカ・イノシシ半減目標」の確実な達成のため、引き続き「鳥獣被害防止に向けた集中捕獲キャンペーン」に全面的な支援・協力

② 新規ハンター構成員の増加対策の推進

- ・前年度に創設した狩猟者育成確保のための各種都道府県猟友会助成金を拡充、特に減少が続く第一種銃猟構成員の新規参加者の増加に注力

③ 狩猟やジビエ利活用に関する情報発信の推進

- ・WEBサイトやFacebook、Instagramを活用した情報を随時発信
- ・全国の自然学校のネットワークを活用した情報発信のための調査とモデルツアーを実施（2ヶ年計画）
- ・主に新規加入者を対象とした事故防止等のための研修用の動画作成（2ヶ年計画）

④ 国際交流の推進

- ・ウクライナ避難民支援活動を行っているCIC(国際狩猟・野生動物保全評議会)に、都道府県猟友会から義援金を募り、本会分も合わせ5万ユーロを寄附

3. 継続事業

- (1) 都道府県猟友会への各種助成金の支給

助成金総額 194,157 千円

- (2) 狩猟事故共済保険運営事業

(保険金支払件数・金額)

年 度	他損死亡	他損傷害	自損等死亡	自損傷害等	計	支払額
元年度	3	6	8	263	280	85,680
2年度	2	2	18	236	258	82,716
3年度	0	2	15	190	207	30,915

単位：件、千円

- (3) ジビエ利活用の推進

- (4) 狩猟読本・例題集、狩猟関係物品の販売・斡旋

- (5) 会報、講習会用ポスターの作成・配付

- (6) 狩猟者登録申請手続便覧の作成

- (7) 功労者の表彰等

- (8) 「狩りマップ」の提供

- (9) 野生鳥獣感染症調査等への協力

- (10) 野生鳥獣の専門家との交流等

- (11) 中央環境審議会自然環境部会への参加

- (12) 基本財産の管理運営 他

● 令和 3 年度 貸借対照表

令和 4 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科 目	3 年度					(参考) 2 年度
	事業等会計	共済会計	法人会計	内部取引消去	計	
I 資産の部						
1. 流動資産	278,022,112	508,679,326	293,984,968	△ 651,518,817	429,167,589	283,959,397
2. 固定資産	4,425,810	728,345,000	389,220,967	0	1,121,991,777	1,116,857,568
(1) 基本財産	0	683,440,000	285,921,478	0	969,361,478	981,831,478
(2) 特定資産	0	0	101,292,197	0	101,292,197	85,614,761
(3) その他固定資産	4,425,810	44,905,000	2,007,292	0	51,338,102	49,411,329
資 産 合 計	282,447,922	1,237,024,326	683,205,935	△ 651,518,817	1,551,159,366	1,400,816,965
II 負債の部						
1. 流動負債	49,912,773	505,947,022	379,222,843	△ 651,518,817	283,563,821	240,178,624
2. 固定負債	0	144,117,137	7,065,153	0	151,182,290	173,368,202
負 債 合 計	49,912,773	650,064,159	386,287,996	△ 651,518,817	434,746,111	413,546,826
III 正味財産の部						
1. 指定正味財産	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	232,535,149	586,960,167	296,917,939	0	1,116,413,255	987,270,139
正 味 財 産 合 計	232,535,149	586,960,167	296,917,939	0	1,116,413,255	987,270,139
負債及び正味財産合計	282,447,922	1,237,024,326	683,205,935	△ 651,518,817	1,551,159,366	1,400,816,965

大日本猟友会の会費（構成員納入金）のご案内

本会の会費は、次のとおりとなっています。

都道府県猟友会の会費納入の際に、本会会費も併せて納入をお願いします。

種 別	会費の額	うち共済掛金額
第一種銃猟	4,800 円	1,500 円
第二種銃猟	3,300 円	750 円
わな猟	2,300 円	750 円
網 猟	2,300 円	750 円

* 第一種銃猟と他の複数の狩猟免許・狩猟登録の方は、第一種銃猟構成員として加入して下さい。

● 令和 3 年度 正味財産増減計算書

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	3 年度				(参考) 2 年度
	一般会計	共済会計	法人会計	計	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	17,572,843	50,974,998	0	68,547,841	56,393,000
特定資産運用益	13	0	0	13	16
受取会費	0	123,423,000	269,848,000	393,271,000	396,474,900
支払備金戻入額	0	204,974,157	0	204,974,157	206,237,463
事業収益	139,307,010	204,974,157	0	344,281,167	88,737,805
雑収益	6,167	1,271,240	1,560,783	2,838,190	2,207,185
経常収益計	156,886,033	380,643,395	271,408,783	808,938,211	750,050,369
(2) 経常費用					
事業費	314,085,043	275,363,414	0	589,448,457	537,159,270
租税公課	35,030,271	7,986,787	0	43,017,058	23,707,799
支払助成金	192,808,146	0	0	192,808,146	170,350,650
共済費	0	30,915,431	0	30,915,431	82,635,361
支払備金繰入額	0	221,208,037	0	221,208,037	204,974,157
幹旋仕入れ	36,230,105	0	0	36,230,105	26,413,986
事業管理費	39,854,686	22,134,752	0	61,989,438	59,760,456
管理費	0	0	20,885,817	20,885,817	23,852,477
経常費用計	353,939,729	297,498,166	20,885,817	672,323,712	620,772,203
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 197,053,696	83,145,229	250,522,966	136,614,499	129,278,166
基本財産評価損益等	0	△ 12,470,000	0	△ 12,470,000	△ 8,390,000
投資有価証券評価損益等	0	2,600,000	0	2,600,000	△ 4,540,000
評価損益等計	0	△ 9,870,000	0	△ 9,870,000	13,030,000
当期経常増減額	△ 197,053,696	73,275,229	250,522,966	126,744,499	15,000,684
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	146,515,767	0	146,515,767	150,507,151
責任準備金等戻入	0	146,515,767	0	146,515,767	150,507,151
(2) 経常外費用	0	144,117,137	13	144,117,150	146,515,767
責任準備金等繰入	0	143,557,137	0	143,557,137	146,515,767
当期経常外増減額	0	2,398,630	△ 13	2,398,617	3,991,394
当期一般正味財産増減額	88,815,543	75,588,244	△ 35,260,671	129,143,116	120,239,550
一般正味財産期首残高	143,719,606	511,371,923	332,178,610	987,270,139	867,030,589
一般正味財産期末残高	232,535,149	586,960,167	296,917,939	1,116,413,255	987,270,139
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	232,535,149	586,960,167	296,917,939	1,116,413,255	987,270,139

● 令和4年度事業計画・予算の概要

I. 事業の基本的な方針

令和4年度は、コロナの感染状況等を踏まえつつ、本会への社会的要請に的確に応じて行くため、引き続き積極的な事業実施に取り組めます。

特に、国の「2023年シカ・イノシシ半減目標」の達成に向け、捕獲、個体数管理の強化に、関係都道府県猟友会を挙げて取り組むとともに、新規ハンターの増加に向けた事業にも積極的に取り組めます。

また、各種会議・委員会の例年同様開催を目指し、引き続き猟友会及び狩猟者のステータスを高めることを大きな目標として、各般の重要な事業に取り組めます。

II. 重点的実施事業

① シカ・イノシシの捕獲強化の推進

・「2023年シカ・イノシシ半減目標」の確実な達成に向けて、国や地方自治体の捕獲強化に関する事業に全面的に協力

② 新規ハンター構成員の増加対策の推進

- ・支援事業等若手構成員の増加に向けた取組みを一層推進
- ・関係法令等の改正の実現に向けて、自民党鳥獣議連等を通じた要請活動を強化

③ 狩猟やジビエ利活用に関する情報発信の推進

④ 国際交流の推進

III. その他の事業

共済保険事業の運営、狩猟関連物品の斡旋販売、国の各種調査等への協力等の各種継続事業については、引き続き適正かつ円滑な実施に努めます。

● 令和4年度予算の概要

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	一般会計	共済会計	計	(参考) 3年度
1. 収入				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	14,900	43,170	58,070	55,240
受取会費	266,885	122,025	388,910	397,050
事業収益	99,200	204,970	304,170	333,450
支払備金等戻入額	0	204,970	204,970	195,000
物品販売売上	99,200	0	99,200	137,700
雑収益	1,000	1,175	2,175	2,175
経常収益計	381,985	371,340	753,325	787,915
2. 支出				
(1) 経常費用				
事業費	355,389	369,270	724,659	737,600
給料手当	25,900	11,100	37,000	34,000
助成金	191,250	37,550	228,800	226,300
調査事業費等	8,900	2,100	11,000	15,750
販売物品等仕入	41,975	11,725	53,700	69,100
情報発信事業	17,600	1,400	19,000	15,000
帽子ベスト作成費	11,725	11,725	23,450	20,000
共済費	0	60,000	60,000	80,000
支払備金繰入	0	221,210	221,210	205,000
事故防止対策基金積立	10,000	0	10,000	10,000
予備費	10,000	0	10,000	10,000
経常費用計	380,154	370,170	750,324	765,310
(2) 借入金返済額	0	0	0	20,914
支出計	380,154	370,170	750,324	786,224
収支差額	1,831	1,170	3,001	1,691



農林水産省による「鳥獣捕獲者育成モデル事業」実施 モデル県として

栃木県猟友会 会長 日向野 義幸

人材育成の重要性

いまだとどまることを知らない、ニホンジカおよびイノシシによる農林業被害。これまで我々は、大日本猟友会による旗振りの下、狩猟や有害鳥獣捕獲といった様々なかたちで捕獲につとめて参りました。その結果、年間 135 万頭という成果を上げられたことは、我々猟友会員の大きな誇りです。

しかしながら、今後さらなる効率化が必要とされた場合、これまで以上に安定的かつ高度なスキルが求められることになるでしょう。今までのようにハンター個人のカンや経験にばかり頼っていては、増え続ける獣害に追いつくことさえ難しい時代が、もうすぐそこまで来ているのです。

そんな中、農林水産省による鳥獣被害対策基盤支援事業の一環として、捕獲者育成モデル事業の実施県のひとつに栃木県が選ばれました。これは大変光栄であると同時に、栃木県猟友会としても本当に身の引き締まる思いです。

栃木県は関東の北部に位置し、北は福島県、南は埼玉県に隣接する南北に長い形状をしており、県北地方と県南地方では気温や自然環境が異なります。これはとりもなおさず、本県にはニホンジカとイノシシの両方が生息しているということで、今回のモデル事業を実施する上でも、まさに最適な地の利であると考えております。

しかしながら、猟場の状況が違うということは、地域によって捕獲の手段やノウハウもまったく違う、ということでもあります。

今後、より効率的な捕獲を目指すためには、獲物に対するアプローチのやり方をもっと統一化していく必要があるでしょう。そしてそこにこそ、この事業の根幹である人材育成の意義がある、と私は考えているのです。

現在、栃木県猟友会会員は 2100 余名。全体的なマンパワーという点ではまだまだ余力があるものの、迫りくる高齢化の波には勝てません。また、第二種銃猟登録者に若干の増加傾向は見られますが、

第一種銃猟の方は今後も厳しい状況が続くことが予想されます。

その理由として、警察による規制の厳しさはいうに及ばず、やはり、せっかく仲間になってくれた若いハンターたちに対し、捕獲技術の伝承が的確になされていない、というジレンマがあることは否めません。

かくいう私も、クリステンセンアームズの 308 口径ボルトアクションライフルを所持しており、猟期ともなれば山に入り大物猟を楽しむ現役のハンターです。しかしながら、若手からシカやイノシシの捕獲技術を教えてくれ、といわれても、すべて漏らさず伝えられる自信はありません。

たとえば、今まで時間をかけておこなっていた見切りや罠の見回り作業。これを、ドローンを使って上空から監視すれば、より安全に、効率的に実施できるようになります。

そのためには、ドローンの操作方法などを我々ハンターがしっかりと学ばなければなりません。ベテランもビギナーも区別なく、新しい捕獲技術を習得することができれば、世代や地域によってばらばらだったノウハウが統一化され、一貫した情報共有が実現できるはずです。

その結果、ニホンジカとイノシシの捕獲頭数が安定的に増加し、それが持続可能な狩猟文化の継承につながるのであれば、こんなに素晴らしいことはないでしょう。

また、栃木県では 7 月に豚熱が発生し、約 5 万 6 千頭が殺処分されるという事態が起きました。施設による各種防疫体制の強化はもちろんですが、猟友会にも、野生のイノシシに対する早急な捕獲が求められているのが現状です。

こうした様々な点を踏まえた上で、栃木県猟友会は、今後も狩猟者の人材育成に注力していく所存であります。

将来的にそれがベテランと若手をつなぐ架け橋となり、猟友会の安定的な継続につながっていくことを、私は強く望まずにはられません。

猟銃用実包管理帳簿

年 月 日 ~ 年 月 日

氏名

☐ 散弾(スラッグ弾)
 ☐ 散弾(口径 番)(a:BB弾, b:その他)
 ☐ ライフル弾()

①銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号()口径(番)
 ②銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号()口径(番)
 ③銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号()口径(番)

※1

年 月 日	使用目的 ※2	区 分 ※3	数 量	残 数	相手方の住所・氏名 /消費場所	備 考 ※4
前年度繰越						
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
計						

※1 当帳簿は実包の種類ごとに作成・記録するものとし、該当の実包にチェックし、散弾は()内に口径を記載する。ライフル弾は()内に名称(例:30カービン)を記載する。
 ※2 「使用目的」欄は、該当の事項に○をつける。 狩:狩猟 有:有害鳥獣駆除 指:指定管理鳥獣等捕獲 標:標的射撃
 ※3 「区分」欄には、法令に定める「製造」「譲渡」「譲受」「購入」「交付(した)」「(保管委託する場合)」「交付(された)」「(保管委託した実包を払い出す場合)」「消費」「廃棄」から該当するものを記載する。
 ※4 「備考」の欄には、その実包消費に使用した銃の番号(氏名下記載の①②③)を記載する。銃が1丁のみの場合は記載不要。また、必要に応じ、捕獲対象の鳥獣の種類や散弾の場合はBB弾又はその他の散弾の別をa,bで記載する。

獵銃用雷管・火薬管理帳簿（ライフル実包の製造用）

年 月 日 ～ 年 月 日

氏名

年 月 日	獵銃用雷管（個）			火 薬（グラム）			購入先の住所・氏名	備 考
	購入数	製造数	残数	購入量	使用量	残量		
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
計								

大日本猟友政治連盟の活動報告

大日本猟友政治連盟は、平成 22 年に大日本猟友会の役員が主体となって結成された政治資金規正法に基づく政治団体で、狩猟や野生鳥獣管理に理解の深い「自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟」（略称：鳥獣議連、会長：二階俊博元幹事長）所属の国会議員などに対する各種要請活動や政治活動支援、選挙応援、狩猟に関する普及広報などの活動を行っています。

連盟の運営は、構成員の皆様からの寄附金（寄附金目安額：1 人 200 円以上）を原資としていますので、今年も皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

▼令和3年(R3.1.1～R3.12.31)の活動概要

(1) 鳥獣議連等を通じた各種要請活動等

令和 3 年は、前年に引き続き新型コロナウイルス感染症により各種行動が制約される中ではありましたが、自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟等を通じ、銃刀法等の狩猟関係法令等の改正を引き続き要望し、ハンティング・スクールの開催やライフル射撃場でのプリチャージ式空気銃の射撃の可能化、有害捕獲におけるアマチュア無線の使用の可能化などの成果を挙げました。

また、12 月に日切れとなる「鳥獣被害防止特別措置法」については、6 月の通常国会で改正・延長が実現し、特に捕獲実施隊員以外の者の狩猟税の減免については、令和 9 年 4 月までの約 5 年間延長されるなど、大きな成果を上げました。

(2) 鳥獣関係議員等に対する支援

コロナウイルス感染症に伴う国会議員の会合自粛が広がったこともあり、政経パーティ等への支援は例年に比べ回数は減少しましたが、自民党鳥獣議連所属議員をはじめとする政府与党の国会議員や政策集団の政治活動に対する支援を、引き続き行いました。

また、令和 4 年 7 月の参議院選挙に向けて、前回も推薦した尾立源幸氏の立候補について、自民党への推薦等の支援を行いました。

(3) 選挙応援等

9 月に岸田政権の誕生があり、また 10 月には 4 年ぶりの衆議院議員選挙が行われ、狩猟関係の候補者を中心として応援活動を行い、中でも狩猟免

許を有する女性議員である牧島かれん・堀内のり子両先生は、揃って大臣に就任されました。

また、知事選等についても、関係県猟の協力を得て応援等を行いました。

(4) 広報活動

自民党本部における、国会議員や関係省庁幹部等の多数に本会とジビエ利活用の PR を行う「自然と農山村を守る狩猟のつどいージビエを食べて中山間地を守ろうー」は、1 月に第 5 回目を開催予定でしたが、自民党本部での集会・会食等の自粛を受けて、延期となりました。

自由民主党 鳥獣捕獲緊急対策議員連盟 役員名簿

令和 4 年 7 月現在

顧問	衛藤征士郎(衆)	山東昭子(参)
会長	二階俊博(衆)	
会長代行	鶴保庸介(参)	
副会長	稲田朋美(衆)	岸田文雄(衆) 塩谷 立(衆)
	鈴木俊一(衆)	田村憲久(衆) 浜田靖一(衆)
	森 英介(衆)	中曽根弘文(参) 林 芳正(衆)
	山崎正昭(参)	
幹事長	林 幹雄(衆)	
幹事長代理	野村哲郎(参)	
副幹事長	高鳥修一(衆)	
常任幹事	伊東良孝(衆)	遠藤利明(衆) 高市早苗(衆)
	平沢勝栄(衆)	古川 康(衆) 新藤金日子(参)
	堂故 茂(参)	山田俊男(参) 山谷えり子(参)
事務局長	谷 公一(衆)	
事務局次長	武部 新(衆)	牧島かれん(衆) 宮路拓馬(衆)
	三木 亨(参)	

▼令和4年の事業計画

令和4年も、引き続き自民党鳥獣議連等を通じ、銃刀法の規制緩和等に関する大日本猟友会としての要望活動を積極的に展開します。

また、本年は7月に参議院議員選挙が行われるこ

とから、狩猟関係候補者を中心に応援活動を行うとともに、衆・参の補選やその他の都道府県知事等の選挙についても、必要に応じ応援活動を行います。

○令和3年決算（R3.1.1～R3.12.31）

（単位：円）

科 目	令和3年	（参考）令和2年
I 収入の部		
1. 寄付金（個人：構成員）	18,694,790	17,876,860
2. その他の収入（利息等）	69	24
収入合計	18,694,859	17,876,884
II 支出の部		
1. 経常経費	1,000,720	1,096,033
2. 政治活動費	11,209,333	9,269,199
（1）組織活動費	5,886,288	8,818,894
（2）選挙関係費	5,323,045	450,305
3. 予備費	0	0
支出合計	12,210,053	10,365,232
収支差額	6,484,806	7,511,652
前年度繰越金	20,950,118	13,438,466
繰越収支差額	27,434,924	20,950,118

○令和4年予算（R4.1.1～R4.12.31）

（単位：円）

科 目	令和4年	（参考）令和3年
I 収入の部		
1. 寄付金（個人）	20,600,000	20,800,000
2. その他の収入（利息等）	100	10
収入合計	20,600,100	20,800,010
II 支出の部		
1. 経常経費	1,460,000	1,180,000
2. 政治活動費	27,000,000	15,000,000
3. 予備費	2,000,000	2,000,000
支出合計	30,460,000	18,180,000
収支差額	△ 9,859,900	2,620,010
前年度繰越金	27,434,924	20,950,118
繰越収支差額	17,575,024	23,570,128

統計資料

1. 猟銃等所持者数・狩猟免許保有者数・大日本猟友会構成員数の推移

(単位：人)

年度	猟銃等 所持者数	狩猟免許保有者数						大日本猟友会構成員数					
		第一種 銃猟	第二種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性	第一種 銃猟	第二種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性
S57	421,287	355,974	18,748	12,521		387,243	1,154	317,806	6,735	3,150		327,691	
S58	390,623	346,006	18,668	12,773		377,447	1,115	294,015	5,831	3,186		303,032	
S59	369,237	356,170	19,139	13,987		389,296	1,204	276,531	5,435	3,162		285,128	
S60	337,385	297,014	15,672	13,581		326,267	1,006	261,867	4,936	3,160		269,963	
S61	321,483	297,767	15,787	14,204		327,758	989	247,357	4,636	3,230		255,223	
S62	307,450	299,314	15,811	15,187		330,312	1,043	237,598	4,288	3,313		245,199	
S63	290,999	259,074	14,426	15,133		288,633	894	228,867	4,231	3,355		236,453	
H 1	278,946	257,879	14,576	15,835		288,290	854	219,355	3,982	3,305		226,642	
H 2	269,132	258,129	14,791	16,605		289,525	890	213,102	3,949	3,274		220,325	
H 3	260,520	229,238	14,572	16,495		260,305	928	207,066	3,995	3,365		214,426	
H 4	254,379	227,505	14,908	17,338		259,751	946	199,610	3,940	3,461		207,011	
H 5	248,095	231,991	15,404	19,008		266,403	994	192,682	3,778	3,727		200,187	
H 6	241,593	208,776	15,278	19,886		243,940	995	187,481	3,833	3,873		195,187	
H 7	235,675	208,553	16,141	21,297		245,991	991	179,060	3,694	4,033		186,787	
H 8	229,880	209,332	16,205	22,293		247,776	1,107	173,073	3,588	4,362		181,023	
H 9	222,921	187,450	16,012	23,754		227,216	957	168,694	3,610	4,875		177,179	
H10	211,129	188,836	16,204	25,632		230,672	1,019	159,811	3,332	5,319		168,462	
H11	204,854	189,201	16,137	28,343		233,681	1,081	153,671	3,272	6,070		163,013	
H12	198,535	170,464	8,499	31,271		210,234	1,006	148,587	3,223	7,221		159,031	
H13	193,007	169,523	6,868	34,681		211,072	953	141,416	3,166	8,276		152,858	
H14	186,973	169,691	4,748	38,041		212,480	1,092	135,920	3,185	9,613		148,718	
H15	171,925	152,257	3,775	41,440		197,472	1,145	131,713	3,205	10,993		145,911	
H16	171,622	151,205	3,469	43,656		198,330	1,227	125,291	2,857	11,510		139,658	
H17	166,579	152,780	3,290	47,552		203,622	1,213	120,280	2,742	12,593		135,615	
H18	160,813	135,333	2,754	47,140		185,227	1,217	115,412	2,551	13,251		131,214	
H19	158,173	135,960	2,631	51,597	38,717	228,905	1,372	110,618	2,395	14,082	462	127,557	
H20	152,938	135,352	2,497	53,571	30,113	221,533	1,599	104,391	2,255	15,191	483	122,320	
H21	142,294	117,497	2,194	57,818	8,366	185,875	1,539	99,083	2,192	17,795	496	119,566	
H22	131,766	116,506	2,119	64,321	7,268	190,214	1,708	91,263	2,142	20,435	481	114,321	
H23	122,515	116,122	2,080	72,892	7,324	198,418	1,912	84,469	2,072	24,397	468	111,406	
H24	113,942	96,242	1,875	76,042	6,510	180,669	2,037	79,407	2,125	25,870	459	107,861	
H25	107,651	96,351	1,876	80,630	6,470	185,327	2,636	75,166	2,205	27,431	468	105,270	
H26	102,300	97,981	1,926	87,057	6,798	193,762	3,184	71,767	2,287	29,732	456	104,242	
H27	98,638	88,592	1,921	92,883	6,687	190,083	4,181	70,213	2,243	32,514	414	105,384	1,183
H28	96,232	91,174	1,993	99,893	7,081	200,141	5,145	68,651	2,203	34,003	401	105,258	1,571
H29	94,726	93,718	2,029	106,388	7,415	209,550	6,328	67,444	2,194	35,788	360	105,786	1,908
H30	93,034	88,009	1,960	110,010	7,298	207,277	7,301	65,905	2,742	36,059	344	105,050	2,127
R 元	92,340							63,747	2,610	37,477	340	104,235	2,458
R 2	89,820							61,867	2,718	39,051	318	103,954	2,751
R 3	87,973							60,577	2,658	40,471	277	103,983	2,804

※複数免許保有者あり、合計は延人数

※ H19 年度からわな猟・網猟免許分離、H18 年度以前（甲種免許）はわな猟欄に記載

※ 猟銃等所持者数は 12 月末、他は 3 月末の数字

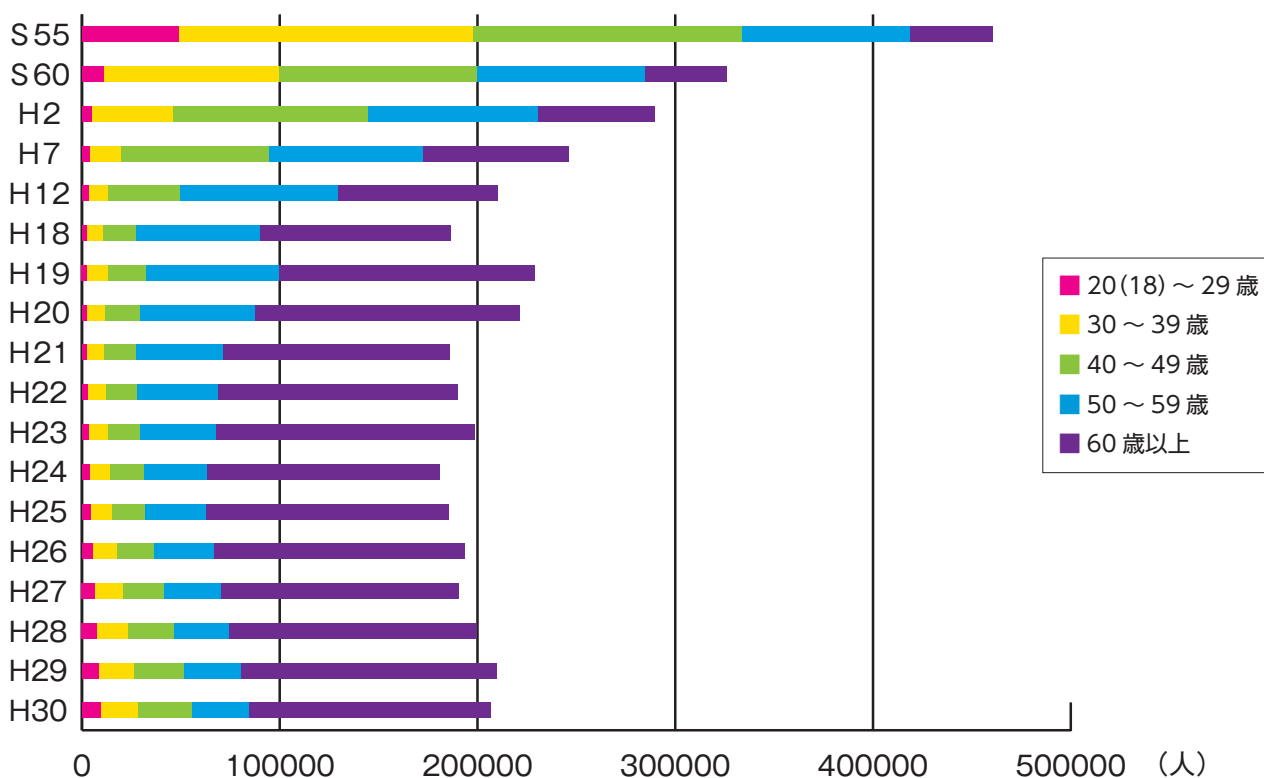
2. 年代別狩猟免許保有者数

(単位：人)

年度	20(18)～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	合 計
(S55 割合)	10.6%	32.3%	29.5%	18.4%	9.2%	100.0%
S 5 5	48,840	148,964	135,821	84,875	42,271	460,771
S 6 0	10,856	88,578	100,124	85,037	41,672	326,267
H 2	4,952	40,781	98,881	85,843	59,068	289,525
H 7	3,633	15,954	75,061	77,457	74,037	246,142
H 1 2	3,090	10,089	36,199	79,810	81,046	210,234
H 1 8	2,129	8,363	16,865	62,600	96,622	186,579
H 1 9	2,551	10,148	19,383	67,603	129,220	228,905
H 2 0	2,282	9,428	17,648	57,884	134,291	221,533
H 2 1	2,324	8,953	15,778	44,419	114,346	185,820
H 2 2	2,654	9,254	15,798	40,823	121,680	190,214
H 2 3	3,094	9,918	16,392	37,967	130,999	198,418
H 2 4	3,603	10,131	17,194	32,318	117,422	180,669
H 2 5	4,200	10,775	17,063	30,534	122,751	185,327
H 2 6	5,176	12,236	18,729	30,703	126,899	193,762
H 2 7	6,574	13,995	20,700	28,494	120,292	190,083
H 2 8	7,647	15,704	23,179	28,208	125,389	200,141
H 2 9	8,540	17,433	25,281	29,016	129,115	209,550
H 3 0	9,381	18,777	27,246	29,135	122,065	207,277
H30 割合	4.5%	9.1%	13.1%	14.1%	58.9%	

(出典：環境省資料)

- 備考： ①年齢不明があるため、年代別保有者数を足し合わせた数値と合計値が合わない場合がある。また、数値は延人数（重複保有あり）。
 ②平成 19 年度は網・わな猟分離のため人数が増加。
 ③平成 27 年度より網・わな猟免許は 18 歳から



3. 都道府県猟友会・会員種別 構成員数

(単位：人)

No.	都道府県 猟友会名	網 獵			わな 獵			第一種銃獵			第二種銃獵			構成員 総数	(内 女性)
		男性	女性	小計	男性	女性	小計	男性	女性	小計	男性	女性	小計		
1	北海道	0	1	1	506	27	533	4,502	223	4,725	85	6	91	5,350	257
2	青森県	0	0	0	63	5	68	901	20	921	18	1	19	1,008	26
3	岩手県	0	0	0	369	21	390	1,406	37	1,443	28	0	28	1,861	58
4	宮城県	15	3	18	627	23	650	1,145	23	1,168	33	1	34	1,870	50
5	秋田県	1	0	1	64	4	68	1,383	29	1,412	10	0	10	1,491	33
6	山形県	1	0	1	394	15	409	1,305	27	1,332	24	2	26	1,768	44
7	福島県	1	0	1	808	24	832	1,896	19	1,915	56	1	57	2,805	44
8	新潟県	73	1	74	363	16	379	1,709	52	1,761	41	1	42	2,256	70
9	茨城県	15	0	15	414	17	431	1,639	23	1,662	114	6	120	2,228	46
10	栃木県	1	0	1	655	37	692	1,407	26	1,433	59	0	59	2,185	63
11	群馬県	0	0	0	390	11	401	1,285	24	1,309	40	5	45	1,755	40
12	埼玉県	7	0	7	179	8	187	1,899	40	1,939	89	4	93	2,226	52
13	千葉県	33	1	34	272	14	286	1,778	29	1,807	69	1	70	2,197	45
14	東京都	5	0	5	47	7	54	1,660	81	1,741	83	5	88	1,888	93
15	神奈川県	2	0	2	104	6	110	1,693	51	1,744	56	0	56	1,912	57
16	山梨県	0	0	0	342	30	372	1,479	55	1,534	31	3	34	1,940	88
17	静岡県	1	0	1	1,393	59	1,452	1,840	48	1,888	74	0	74	3,415	107
18	富山県	6	0	6	201	8	209	539	10	549	28	0	28	792	18
19	石川県	19	0	19	904	37	941	442	13	455	19	1	20	1,435	51
20	福井県	1	0	1	379	13	392	394	9	403	16	0	16	812	22
21	長野県	3	0	3	1,228	74	1,302	2,639	66	2,705	97	4	101	4,111	144
22	岐阜県	8	0	8	912	26	938	1,057	28	1,085	89	2	91	2,122	56
23	愛知県	15	0	15	635	29	664	869	16	885	75	1	76	1,640	46
24	三重県	2	0	2	925	29	954	1,131	21	1,152	38	4	42	2,150	54
25	滋賀県	0	0	0	341	7	348	617	12	629	32	0	32	1,009	19
26	京都府	9	0	9	750	25	775	891	25	916	42	0	42	1,742	50
27	大阪府	0	0	0	417	19	436	827	30	857	27	2	29	1,322	51
28	兵庫県	1	0	1	1,702	76	1,778	1,626	46	1,672	83	4	87	3,538	126
29	奈良県	0	0	0	639	43	682	487	10	497	18	0	18	1,197	53
30	和歌山県	0	0	0	1,230	54	1,284	1,189	34	1,223	27	1	28	2,535	89
31	鳥取県	0	0	0	759	22	781	435	9	444	35	0	35	1,260	31
32	島根県	2	0	2	1,320	34	1,354	609	14	623	40	2	42	2,021	50
33	岡山県	0	0	0	1,773	72	1,845	1,561	21	1,582	96	9	105	3,532	102
34	広島県	1	0	1	1,720	43	1,763	1,255	27	1,282	58	0	58	3,104	70
35	山口県	0	0	0	1,516	63	1,579	952	30	982	43	1	44	2,605	94
36	徳島県	0	0	0	680	40	720	827	19	846	40	1	41	1,607	60
37	香川県	1	0	1	746	26	772	379	8	387	38	2	40	1,200	36
38	愛媛県	0	0	0	1,497	48	1,545	1,552	18	1,570	86	1	87	3,202	67
39	高知県	0	0	0	1,590	80	1,670	1,610	31	1,641	89	2	91	3,402	113
40	福岡県	3	0	3	1,064	32	1,096	1,294	26	1,320	93	0	93	2,512	58
41	佐賀県	2	0	2	610	14	624	360	7	367	41	2	43	1,036	23
42	長崎県	4	2	6	1,432	67	1,499	461	10	471	45	1	46	2,022	80
43	熊本県	0	0	0	1,571	58	1,629	1,422	26	1,448	66	0	66	3,143	84
44	大分県	0	0	0	1,934	87	2,021	1,367	20	1,387	65	1	66	3,474	108
45	宮崎県	20	0	20	1,170	45	1,215	1,737	18	1,755	111	1	112	3,102	64
46	鹿児島県	16	4	20	2,090	56	2,146	1,471	11	1,482	93	1	94	3,742	72
47	沖縄県	0	0	0	183	9	192	225	5	230	35	4	39	461	18
合 計		268	12	280	38,908	1,560	40,468	59,152	1,427	60,579	2,575	83	2,658	103,985	3,082

※会員数は令和4年3月末現在

4. 狩猟者登録種類別鳥獣捕獲数（登録狩猟）

（単位：羽・頭）

年 度	網 ・ わ な 猟			第 一 種 銃 猟		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 2 0	84,977	133,912	218,889	743,140	208,811	951,951
H 2 1	95,109	127,263	222,372	613,165	219,132	832,297
H 2 2	79,033	192,410	271,443	631,475	234,595	866,070
H 2 3	69,300	159,355	228,655	401,798	217,654	619,452
H 2 4	65,440	162,662	228,102	496,863	218,001	714,864
H 2 5	69,548	169,757	239,305	339,045	183,826	522,871
H 2 6	65,510	189,112	254,622	418,833	196,670	615,503
H 2 7	58,330	198,083	256,413	322,062	156,629	478,691
H 2 8	54,616	187,447	242,063	317,936	156,186	474,122
H 2 9	56,175	173,979	230,154	289,963	145,584	435,547
H 3 0	46,912	188,244	235,156	239,157	122,591	361,748

年 度	第 二 種 銃 猟			合 計		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 2 0	55,823	2,177	58,000	883,940	344,900	1,228,840
H 2 1	39,046	7,229	46,275	747,320	353,624	1,100,944
H 2 2	50,424	498	50,922	760,932	427,503	1,188,435
H 2 3	24,911	303	25,214	496,009	377,312	873,321
H 2 4	48,109	262	48,371	610,412	380,925	991,337
H 2 5	29,014	247	29,261	437,607	353,830	791,437
H 2 6	47,295	438	47,733	531,638	386,220	917,858
H 2 7	32,956	450	33,406	413,348	355,162	768,510
H 2 8	37,805	477	38,282	410,357	344,110	754,467
H 2 9	27,013	461	27,474	373,151	320,024	693,175
H 3 0	20,943	471	21,414	307,012	311,306	618,318

（出典：環境省資料）

5. 大型獣類（イノシシ・シカ・サル）捕獲数等

（単位：頭）

年 度	登 録 狩 猟		有 害 鳥 獣 捕 獲 ＋ 個 体 数 調 整		
	イノシシ	シ カ	イノシシ	シ カ	サ ル
H 2 0	170,100	135,400	136,600	115,200	15,900
H 2 1	159,800	157,400	148,900	154,800	16,200
H 2 2	228,300	168,100	248,700	195,000	21,900
H 2 3	169,300	183,600	221,200	231,900	17,800
H 2 4	161,200	193,800	265,400	272,600	25,100
H 2 5	156,700	176,800	296,200	336,500	19,800
H 2 6	174,400	189,900	346,200	398,100	27,200
H 2 7	166,100	168,700	387,600	424,900	25,100
H 2 8	162,700	161,100	457,700	418,200	25,100
H 2 9	143,300	157,800	409,200	443,000	23,200
H 3 0	142,300	142,900	462,600	429,400	23,500

（出典：環境省資料）

○備考：数字は十の位で四捨五入したもの

6. 野生鳥獣による農林業被害状況

(1) 農業被害面積

(単位：千ha)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H20	6.1	17.1	2.3	7.4	32.9	12.4	44.8	4.3	5.7	67.2	100.1
H21	4.9	13.4	1.9	6.4	23.6	12.4	57.1	4.3	4.5	78.3	101.9
H22	4.0	10.2	3.0	4.9	22.1	14.1	63.6	4.8	5.5	88.0	110.1
H23	3.0	9.3	1.5	4.4	18.2	14.3	62.2	4.1	4.8	85.4	103.6
H24	2.6	6.4	2.3	3.6	14.9	12.0	62.3	3.5	4.6	82.4	97.3
H25	2.4	5.9	1.3	3.4	13.0	10.9	48.3	2.7	4.1	66.0	79.0
H26	2.2	5.6	1.7	2.9	12.6	10.6	50.7	2.4	5.0	68.7	81.2
H27	2.2	4.4	1.5	3.2	11.4	9.6	51.2	1.8	7.2	69.5	80.9
H28	1.6	3.7	1.2	2.7	9.2	8.2	42.8	1.6	3.4	56.0	65.2
H29	1.1	3.0	0.9	1.9	6.9	6.7	35.4	1.2	3.0	46.3	53.2
H30	0.8	2.6	0.6	2.3	6.3	5.9	35.8	1.0	2.8	45.5	51.8
R 元	0.7	2.3	0.8	1.7	5.5	5.5	33.8	1.0	2.7	42.9	48.4
R 2	0.7	1.9	0.6	1.6	4.7	5.2	29.7	0.9	3.0	38.7	43.4

(出典：農水省資料)

(2) 農業被害金額

(単位：百万円)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H20	619	2,539	580	1,427	5,165	5,376	5,816	1,542	1,986	14,720	19,885
H21	514	2,306	497	1,713	5,030	5,590	7,059	1,649	2,002	16,300	21,331
H22	476	2,287	1,084	1,420	5,267	6,799	7,750	1,854	2,279	18,682	23,949
H23	447	2,209	331	1,235	4,222	6,231	8,260	1,605	2,309	18,405	22,627
H24	393	2,060	650	1,090	4,193	6,221	8,210	1,536	2,804	18,771	22,964
H25	346	1,811	246	1,148	3,551	5,491	7,555	1,315	1,997	16,358	19,909
H26	366	1,732	639	1,048	3,785	5,478	6,525	1,306	2,040	15,349	19,134
H27	365	1,651	471	1,025	3,512	5,133	5,961	1,091	1,951	14,137	17,649
H28	310	1,618	480	1,077	3,485	5,072	5,634	1,031	1,941	13,678	17,163
H29	307	1,470	406	1,017	3,200	4,782	5,527	903	1,974	13,186	16,387
H30	237	1,425	307	928	2,897	4,733	5,410	823	1,915	12,881	15,777
R 元	236	1,329	602	974	3,141	4,619	5,304	860	1,876	12,660	15,801
R 2	213	1,379	391	1,034	3,016	4,553	5,642	855	2,043	13,093	16,109

(出典：農水省資料)

(3) 森林被害面積

(単位：千ha)

年 度	獣 類					合計
	シカ	カモシカ	クマ	ノネズミ	その他	
H20	3.7	0.5	0.9		1.7	6.8
H21	4.1	0.4	0.8		0.9	6.1
H22	4.0	0.3	1.2		0.7	6.2
H23	5.7	0.3	1.1	2.0	2.3	9.4
H24	6.5	0.5	0.6	1.2	1.4	9.0
H25	6.8	0.4	0.6	0.8	1.1	8.9
H26	7.1	0.4	0.5	0.6	0.8	8.8
H27	6.0	0.3	0.6	0.7	0.9	7.8
H28	5.6	0.3	0.6	0.5	0.2	7.1
H29	4.7	0.3	0.6	0.6	0.2	6.4
H30	4.3	0.2	0.6	0.7	0.1	5.9
R 元	3.5	0.2	0.4	0.6	0.2	4.9
R 2	4.2	0.2	0.3	0.7	0.3	5.7

(出典：林野庁資料)

7. 猟銃等の盗難

(1) 猟銃等の盗難件数

区分 / 年度	H29 年	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年
件 数	1	1	0	0	1
丁 数	1	2	0	0	2
ライフル銃	1	1	0	0	0
散弾銃	0	1	0	0	0
空気銃	0	0	0	0	2

(2) 実包の盗難状況

区分 / 年度	H29 年	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年
件 数	2	1	1	2	0
個 数	92	471	12	505	0
ライフル実包	80	0	0	0	0
散弾銃実包	12	471	12	505	0

(以上出典：警察庁資料)

猟銃や実包の盗難に注意！

- ・自宅での猟銃・実包の保管管理にあたっては、堅固な保管庫に収納し、猟銃と適合実包は同一建物内には保管しない。
- ・保管庫の設置場所は、屋内の部屋に入った時に目につかない場所、例えば、押入の中等に保管し、猟銃・実包の保管ロッカーは丈夫なネジ等でしっかり固定する。

共済だより

I. 令和3年度の狩猟事故共済保険事業の報告

(1) 発生事故の概要

令和3年度の本会構成員による狩猟事故発生件数（※保険金支払件数とイコールではありません。）は、次ページ以下に詳細な報告がありますが、総数258件と前年度の8割程度まで減少し、過去5年間で最も少ない件数となりました。

その内訳は、前年は狩猟期間の最終日に発生してしまった他損死亡事故が今年度は0件、他損傷害事故は14件となり、そのうち銃器による事故は3件で、暴発と跳弾が原因でした。

自損傷害事故は合計244件で、前年の301件から減少し、こちらも過去5年間で最も少ない件数となりました。銃器による自損死亡事故は3年ぶりに0件でしたが、病死を含むその他の死亡事故が14件と前年同様、多く発生しました。

自損事故では、近年つまづきやスリップによる骨折や捻挫等に加え、くくりわなに掛かったイノシシなどに逆襲される事故が引き続き大変多くなっています。また、クマによる襲撃もここ3年間、二桁の発生件数となっており、重大なケガを負う事故も発生しているため、十分な注意が必要です。

その他、令和3年度は急性心疾患（例：心筋梗塞）などによる狩猟中の疾病発症による死亡が7件と発生しており、いわゆる「シルバー狩猟者」には、日頃の健康・体調管理が大切なことが実感されます。

特にくくりわな猟については、設置の際はワイヤーが切れたり外れたりすることのないよう留意することと、見回りの際はイノシシなどの逆襲に十分な注意が必要です。クマによる事故も増加していますので、クマの生息圏は要注意です。

錯誤捕獲にともなう放獣時の事故としては、前年同様ニホンカモシカによる事故が4件、その他クマ、アナグマ、キツネの放獣時の逆襲による事故が発生しています。カモシカやクマ類がくくりわなに掛か

る例が増えていますが、放獣しようとして単独かつ安易にわなから外すことは絶対に避けることが必要です。そのような場合には、一人で対処せず、猟仲間や市役所・町村役場等に連絡し、ベテランの方々の協力により安全に対処する必要がありますのでご留意ください。

(2) 共済保険事業内容の概要

令和3年度の共済保険事業は、前年度に比べ支払件数は207件と大きく減少し、支払総額も保険料収入123,423千円に対し30,918千円と大きく減少しました。その他の支出である都道府県猟友会への助成金や必要経費を合わせた収支では、積立金の運用益を上げたこともあって黒字となり、引き続き健全な状態を維持しつつ事業運営を行っています。

なお、上記のように3年度の事故発生件数は減少しておりますが、これまでに発生した他損死亡事故については今後保険金請求が行われますので、今後支払保険金増加の要因となることに留意が必要です。

また、コロナの影響により、保険金の支給を決定する狩猟事故共済審査委員会は開催回数を減らしましたが、問題のないと考えられる申請案件は委員長専決により対応を行い、例年より保険金支払いが遅れることのないよう努めました。

注意事項

- シルバー狩猟者は、**つまづきやスリップ**には細心の注意！
- くくりわなは、**イノシシやクマ類の「逆襲」**に特に注意！
- 大型獣の錯誤捕獲は、**単独で対処せず必ず仲間や役場等に連絡！**

Ⅱ. 令和 3 年度事故発生報告件数

* 令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月までの発生について本会に報告があったもの

1. 総発生件数

年 度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
死 亡	18	12	9	21	14
傷 害	281	275	347	299	244
合 計	299	287	356	320	258

2. 他損事故

年 度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
銃 器 死 亡	0	3	0	1	0
銃 器 傷 害	3	4	2	5	3
そ の 他 死 亡	0	0	0	0	0
そ の 他 傷 害	10	8	5	13	11
合 計	13	15	7	19	14

3. 自損事故

年 度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
銃 器 死 亡	1	0	2	1	0
銃 器 傷 害	5	7	5	8	4
そ の 他 死 亡	17	9	8	19	14
そ の 他 傷 害	263	256	334	273	226
合 計	286	272	349	301	244
(その他死亡の内病死者)	(7)	(3)	(4)	(10)	(7)

猟銃の事故は、引き続き**暴発**を原因とする事故が発生しました。

特に「**脱包の確認**」は基本中の基本ですので、よく肝に銘じてください。

また、平成 29 年度から、大日本猟友会構成員は、**大粒散弾の使用禁止**の措置を実施しています。

シカ・イノシシ猟の際には、必ずライフル弾やスラッグ弾を使用し、はやる心を抑えつつ、**獲物と矢先を十分確認**した上で発砲してください！

Ⅲ. 令和 3 年度発生事故の原因

1. 他損事故

①銃器による他損死亡事故

銃器死亡事故	年 度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	誤認・誤射	0	1	0	1	0
	矢先の安全不確認	0	1	0	0	0
	跳 弾	0	0	0	0	0
	暴 発	0	1	0	0	0
	合 計	0	3	0	1	0

②銃器による他損傷害事故

銃器傷害事故	年 度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	誤認・誤射	0	0	1	2	0
	矢先の安全不確認	2	3	0	1	0
	跳 弾	1	1	0	0	1
	暴 発	0	0	1	2	2
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	3	4	2	5	3

③他損事故の原因・年齢・経験別

事故原因	区分		構成員の年齢							狩猟経験					被害者		
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	不詳	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	計	猟友	一般人	その他
誤認・誤射																	
矢先の安全不確認																	
暴 発		2			1		1		1			1		2	2		
跳 弾		1					1					1		1	1		
猟 犬																	
ワ ナ																	
そ の 他																	
合 計	0	3	0	0	1	0	2	0	1	0	0	2	0	3	3	0	0

2. 自損事故

①銃器による自損事故

銃器による自損事故	年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	暴 発	2	4	3	2	2
	跳 弾	0	0	1	1	0
	発砲の衝撃音	1	1	0	1	0
	そ の 他	3	2	3	5	2
	合 計	6	7	7	9	4

②銃器以外の自損事故

銃器以外の自損事故	年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	転倒、転落等	158	142	141	143	110
	獲物の襲撃	56	70	101	72	68
	その他不注意	43	33	56	50	42
	猟犬・ダニ等	13	14	28	13	13
	(病 死)	7	3	4	10	7
	そ の 他	3	3	12	4	0
	合 計	280	265	342	292	240

③獲物等の襲撃による事故（獣別）

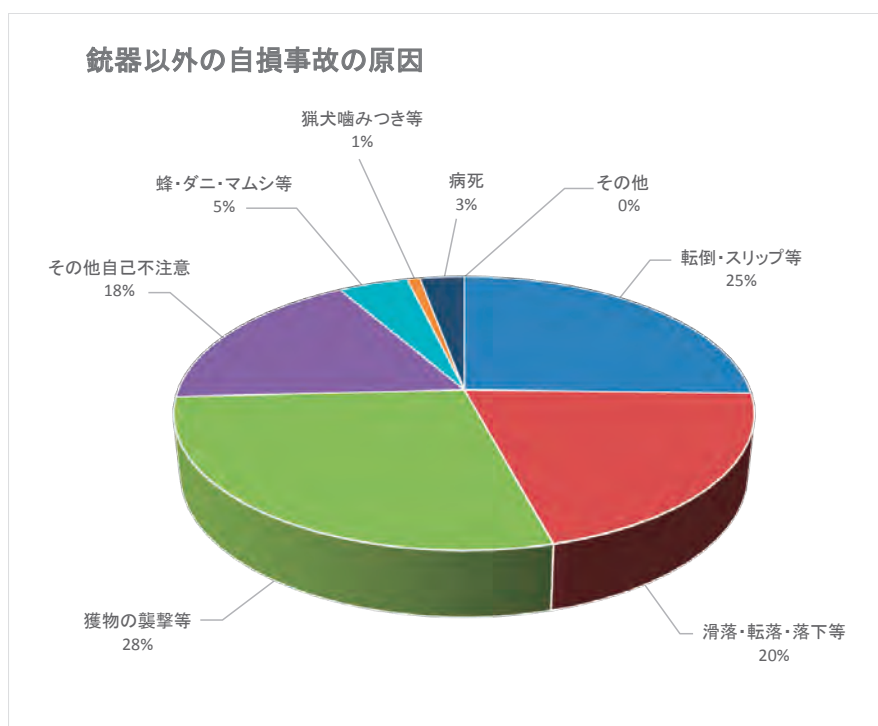
獲物別襲撃事故	年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	イノシシ	37	50	68	51	44
	シ カ	4	10	13	7	6
	ク マ	13	8	15	13	12
	そ の 他	2	2	5	1	6
	合 計	59	70	101	72	68

④銃器による自損事故の原因・年齢・経験別

事 故 原 因	程 度		構成員の年齢						狩猟経験				計
	死 亡	傷 害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
暴 発		2		1			1		1		1		2
跳 弾													0
発砲の衝撃音													0
射 撃													0
そ の 他		2			1	1					2		2
合 計	0	4	0	1	1	1	1	0	1	0	3	0	4

⑤銃器以外の自損事故の原因・年齢・経験別

事 故 原 因	程 度		構 成 員 の 年 齢					狩 猟 経 験					計
	死 亡	傷 害	40 歳 以下	41 歳 ～ 50 歳	51 歳 ～ 60 歳	61 歳 ～ 70 歳	71 歳 以上	5 年 未 満	5 ～ 10 年	11 ～ 20 年	21 年 以上	不 詳	
転倒・スリップ等		61	4	5	8	11	33	12	8	5	35	1	61
滑落・転落・落下等	3	46	1	2	10	14	22	8	6	6	25	4	49
獲物の襲撃等	2	66	5	7	3	23	30	12	8	12	36		68
その他自己不注意		42	4	5	6	12	15	10	5	6	21		42
蜂・ダニ・マムシ等	2	9	1			3	7	2	3		6		11
猟犬噛みつき等		2				2			1		1		2
病 死	7			1		1	5	1		3	2	1	7
そ の 他													0
合 計	14	226	15	20	27	66	112	45	31	32	126	6	240



⑥獲物等の襲撃事故の獣・年齢・経験別

事 故 原 因	程 度		構 成 員 の 年 齢					狩 猟 経 験					計
	死 亡	傷 害	40 歳 以下	41 歳 ～ 50 歳	51 歳 ～ 60 歳	61 歳 ～ 70 歳	71 歳 以上	5 年 未 満	5 ～ 10 年	11 ～ 20 年	21 年 以上	不 詳	
イノシシ	1	43	2	3	1	20	18	7	4	7	26		44
シ カ		6	1	1			4	2	1		3		6
ク マ	1	11	1	1	2	2	6	1	2	3	6		12
そ の 他		6	1	2		1	2	2	1	2	1		6
計	2	66	5	7	3	23	30	12	8	12	36	0	68

Ⅳ. 令和 3 年度発生事故の事例

(1) 銃器関連 他損死亡事故 該当なし

(2) 銃器関連 他損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	R3.6.18	17:20	北海道	81	46	有害	跳弾	カラス	地上のカラスに発砲をしたところ、散弾の一部が被害者にあたった（傍にあったドラム缶による跳弾）
2	R4.1.22	10:45	岡山	51	4	狩猟	銃暴発	?	竹を跨ぐのに銃を持ち替えた際銃床部がコンクリートに当たり暴発、前方を歩いていた被害者に命中した
3	R4.2.13	12:30	岐阜	71	47	狩猟	銃暴発	猪	猪を搬出中、銃がずり落ちそうになったので手で押さえた際残っていた銃弾が暴発し、被害者に当たったもの

(3) 銃器以外 他損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	R3.4.11	14:15	滋賀	72	20	有害	犬噛付き	鹿・猪	有害駆除のために放った猟犬が、女性 2 人に噛付き負傷させたもの
2	R3.5.26	8:00	愛媛	72	2	有害	猪逆襲	猪	被害者がわなにかかった猪を発見し、わなをかけた会員に連絡後、逃げ出した猪に襲われて負傷したもの
3	R3.10.23	16:00	岡山	47	1	有害	犬噛付き	-	仕掛けたくくりわなに野犬がかかり、その鳴き声を聞いた被害者が様子を見に行ったところ噛まれて負傷
4	R3.11.28	11:30	栃木	61	28	狩猟	転倒	キジ	河川敷で狩猟中、オフロードバイクの音に驚いた猟犬が飛び出し、バイクと接触して転倒させたもの
5	R3.12.19	13:00	神奈川	54	17	狩猟	犬噛付き	鹿	鹿を追って民家の庭先に行った猟犬が飼い犬と喧嘩し、仲裁に入った飼い主に噛付き負傷させたもの
6	R4.2.17	8:00	広島	79	20	有害	猪逆襲	猪	わな設置の依頼者である被害者がかかった猪を発見し、その後逃げ出した猪に襲われて負傷したもの
7	R3.12.8	9:00	愛知	65	?	有害	猪逆襲	猪	わなにかかった猪に止め差しをしようとしたところ、足首を切った猪に襲われ負傷したもの

(4) 銃器関連 自損死亡事故 該当なし

(5) 銃器関連 自損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	R4.1.16	15:10	静岡	44	9	狩猟	銃暴発	鹿	構えを解いて銃口を下におろそうとしたところ、引き金に指が引っ掛かり暴発、足に被弾し負傷したもの
2	R4.1.16	11:00	大阪	61	35	狩猟	自己不注意	猪	茂みにいる猪に近づき、肩付けをせずに発砲した際に銃が跳ねあがり、サイト部分で唇を切り負傷したもの
3	R4.2.20	7:00	北海道	53	25	狩猟	自己不注意	鹿	狩猟中に鹿を発見、銃で狙い撃ったところ、反動で銃が目の上に当たって負傷したもの
4	R4.2.17	13:30	鹿児島	83	47	有害	銃暴発	ヒヨドリ	有害捕獲時、弾を装填し発砲した際に銃身が破裂して負傷したもの

(6) 銃器以外 自損死亡事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	R3.10.2	8:50	東京	63	18	有害	滑落	鹿・猪	有害駆除に出猟中、足を滑らせて 45 m程滑落し、死亡
2	R3.10.24	10:40	山梨	72	46	指定管理	疾病	鹿	巻き狩りで、指定の場所に行く途中に突然倒れ、意識不明となり、救急搬送後に死亡が確認されたもの
3	R3.11.8	17:00	高知	74	7	有害	マダニ咬傷	鹿・猪	わなの見回りから戻った後から体調不良が続き、病院に搬送後死亡。ダニに咬まれた跡が見つかった
4	R3.11.24	昼頃	北海道	53	11	狩猟	熊逆襲	熊	夜になっても帰宅せず、携帯の位置情報から警察が捜索したところ遺体を発見。ヒグマに襲われたとみられる
5	R3.12.15	9:00	茨城	84	11	狩猟	猪逆襲	猪	わなにかかった猪に止め差しをしようと近づいた際、噛みつかれる等して負傷し、搬送先の病院で死亡
6	R3.12.25	不明	愛媛	76	45	狩猟	マダニ咬傷	猪	わな猟を終えた後に体調に異変を感じ、自宅で静養していたが急変、病院に搬送されたが死亡
7	R4.2.12	11:45	北海道	50	1	有害	疾病	鹿	山を登ったところで右半身が動かなくなり倒れて起き上がれなくなった。救急搬送されたがその後死亡した
8	R4.3.6	11:30	兵庫	81	?	狩猟	滑落	鹿	グループ猟後、下山してこなかったため付近を捜索したところ倒れているのが発見され、後に死亡したもの

(7) 銃器以外 自損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
21-5	R3.4.18	8:30	栃木	28	1	有害	アナグマ逆襲	猪	猪用のわなに誤ってかかってしまったアナグマを放獣しようとしたところ、指をかまれ負傷したもの
21-9	R3.4.25	14:20	和歌山	73	44	有害	転倒	鹿	猟中、鹿を追いかけて岩場に降りたところ足を滑らせて転倒し負傷したもの
21-11	R3.4.8	15:00	宮崎	62	26	有害	猪逆襲	猪	猪がわなにかかっていたので、確認しようと近づいたところ突進され牙で切られるなどして負傷したもの
21-17	R3.4.25	13:30	福井	71	50	その他	熊逆襲	熊	ツキノワグマ狩猟者育成研修会を実施中、熊に襲われて負傷したもの
21-24	R3.4.25	16:00	大分	68	37	有害	滑落	猪	犬が猪と格闘になり接近していたところ、足場の悪い谷川で転倒し 2m 程滑落して負傷したもの
21-25	R3.4.30	18:30	和歌山	63	17	有害	カモシカ逆襲	鹿・猪	わなにカモシカがかかっていたため放獣したところ、向かってきたカモシカに襲われて負傷したもの
21-29	R3.5.30	11:50	奈良	72	51	有害	熊逆襲	鹿	錯誤捕獲されていた熊を放獣しようとしたところ、足をひっかけられ負傷したもの
21-30	R3.5.31	16:15	鹿児島	80	42	有害	転倒	ノヤギ	猟場に行く途中の岩場で足を滑らせて、仰向けに転倒し負傷したもの
21-56	R3.7.22	7:20	兵庫	76	2	有害	マムシ咬傷	鹿・猪	わなの設置作業中、雑木林からマムシが飛び出てきて咬まれたもの
21-57	R3.9.25	8:15	埼玉	74	47	有害	蜂刺され	鹿	広域捕獲中に勢子を務めていたところ、木の穴から現れた大量のスズメバチに襲われ刺されたもの
21-80	R3.10.4	10:15	鹿児島	75	1	有害	鹿逆襲	鹿	わなにかかった鹿を捕獲しようと近づいたところ、角に突かれて負傷したもの
21-81	R3.10.8	9:30	香川	52	4	有害	猪逆襲	猪	猪を紐等で固定し檻の外に出そうとした際、口を固定していた結束バンドが外れ、噛まれて負傷したもの
21-96	R3.11.16	10:30	埼玉	70	45	狩猟	熊逆襲	鹿・猪	狩猟中、親子熊に遭遇し発砲、逃げたと思われた親熊が襲い掛かってきて負傷したもの
21-128	R3.11.21	8:10	群馬	75	19	有害	カモシカ逆襲	猪	わなに錯誤捕獲されたカモシカの放獣作業中に角で腕に裂傷を負い負傷したもの
21-145	R3.12.18	8:20	福岡	73	38	狩猟	自己不注意	猪	4 m上の斜面の猪を撃ったところ、絶命した猪が転がり落ちてきて足にぶつかり、負傷したもの

狩猟事故共済普通保険約款

第1条(趣旨)

- この保険は、一般社団法人日本猟友会(以下、「本会」という。)が定款第3条の規定の趣旨に基づき、本会の構成員の相互扶助の理念に即し、構成員の生活の安定と福祉の増進のため、狩猟事故による損害に備えるものである。
- 本会は、いかなる場合であっても、保険金の給付によって被保険者が金銭的利益を得るような共済は行わない。

第2条(用語の定義)

本約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。

- (1) 会員
本会の承認を受けた都道府県を1区域として設立する都道府県狩猟団体
- (2) 構成員
本会の会員である都道府県狩猟団体に属し、当団体を通じ本会の定める構成員納入金(本保険掛金を含む。)を納入した者
- (3) 被保険者
本保険の補償の対象となる者をいい、保険契約者のことを指す。
- (4) 保険期間
本会が保険責任を負う期間をいい、保険期間の詳細は第3条に定める。
- (5) 狩猟行為
次に掲げる行為をいう。
ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「法」という。)に定める狩猟期間中に行う法定猟法による狩猟鳥獣の捕獲等の行為
イ 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等の行為
ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する指定管理鳥獣の捕獲等の行為
- (6) 狩猟行為中
前号に掲げる狩猟行為を行っている間で、猟場(狩猟を行うとする場所)に足を踏み入れてから猟場を離れるまでを指し、猟場での獲物の運搬・解体並びにわな猟・網猟の場合のわな・網の設置及び設置後の見回り時を含み、猟場以外での交通乗用具利用時は含まない。また、前号イ及びウに掲げる行為に限り、関係行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」を含む。
- (7) 狩猟者登録
法に基づき、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に申請し登録すること
- (8) 審査委員会
本会内に設置する専門委員会である狩猟事故共済審査委員会

第3条(保険期間)

- 保険期間は、被保険者が狩猟免許の交付を受けた都道府県ごとに、次の1年間とする。
 - 北海道 10月1日から翌年の9月30日まで
 - 青森県、秋田県及び山形県 11月1日から翌年の10月31日まで
 - その他の都道府県 11月15日から翌年の11月14日まで
- 特例として、新規保険加入者に限り、次の期間に起きた事故についても本保険の給付対象とする。
 - 他の都道府県に狩猟登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合
 - 放鳥獣猟区(法第68条第2項第4号に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。)において、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合
 - 法第7条の規定に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画を立て、法施行規則第9条に定める捕獲等をする期間より前に始期を設定した都道府県に狩猟者登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合

第4条(保険金の支払事由)

1 他損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は銃刀法に基づく指定射撃場(以下、「指定射撃場」という。)における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬及び被保険者が設置したわな等にかかった動物による咬刺傷等を含む。)において、もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき(以下、「他損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。ただし、公務員又はそれに準じる者であって、公務として従事する狩猟行為中の事故については、法令等に基づいて国又は地方公共団体から賠償又は補償が行われた場合は、保険金の全部又は一部を支給しない。(以下、この条について同じ。)

2 自損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬、野生鳥獣、わな等にかかった動物及びマムシ・スズメバチ等の有毒生物による咬刺傷等を含む。)、もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故により、被保険者自身の生命又は身体を害したとき(以下、「自損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

3 狩猟行為関連疾病死亡保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症し30日以内に死亡したとき、あるいは、狩猟行為中の受傷や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(ただし、捕獲した野生鳥獣を食したことに起因する感染症等は含まない。)により発症から180日以内に死亡したときは、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

第5条(支払う保険金の額-他損事故保険金)

1 他損事故による死亡

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、被害者が死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

2 他損事故による傷害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

3 他損事故による後遺障害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、その直接の結果としてその他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級ごとの金額を、前項で算定した金額に付加して給付する。

4 被害者が親族の場合の事故

前3項の規定にかかわらず、被害者が被保険者と同居及び家計を共にする親族の場合には、第6条第1項から第3項の自損事故保険金として定める基準により算定した損害額を保険金として給付する。

5 係争等にかかる弁護士費用

第1項から第3項の事故に関し、係争等に係る弁護士費用等は、保険金の限度額の範囲内で、当該事故に係る保険金に加算することができる。

6 支払保険金の限度額

第1項から第3項及び第5項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに合算して4,000万円を限度とする。第4項の給付の場合には、傷害を受けた者1名ごとに合算して300万円を限度とする。

第6条(支払う保険金の額-自損事故保険金)

1 自損事故による死亡

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、事故のあった

日から180日以内に死亡したときは、300万円を保険金として給付する。

2 自損事故による傷害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その傷害が原因で通算7日以上通院又は入院したときは、180日を限度として、その日数(ただし、傷害を被った部位及びその症状に応じて別表2に定める日数を限度とする。)に1日につき3,000円を乗じて算定した金額を保険金として給付する。

3 自損事故による後遺障害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その直接の結果として後遺症を残したときは、別表3に定める区分に従って保険金を給付する。

4 支払保険金の限度額

第1項から第3項の給付は、1回の事故につき合算して300万円を限度とする。

5 他の身体の障害又は疾病の影響による減額

被保険者が第4条第2項の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害又は疾病の影響により、もしくは、同項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した身体の障害又は疾病の影響により傷害が重大となった場合には、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払う。

6 治療を怠ったことによる減額

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、もしくは被保険者又は保険金を受け取る者が治療をさせなかったことにより第4条第2項の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払う。

第7条(支払う保険金の額・狩猟行為関連疾病死亡保険金)

被保険者が第4条第3項に定める疾病により死亡したときは、次の金額を保険金として給付する。

- (1) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症した持病等に起因する疾病により30日以内に死亡したとき 20万円
- (2) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の受傷等や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(捕獲した野生鳥獣を食したことに起因するものは除く。)により180日以内に死亡したとき 100万円

第8条(保険金を支払わない場合)

次の各号の事由によって生じた事故については、本会は保険責任を負わない。

- (1) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故
- (2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故
- (3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故
- (4) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故
- (5) 被保険者が銃刀法に定める許可(以下「所持の許可」という。)を受けずに所持する銃器によって生じた事故
- (6) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故
- (7) 狩猟行為に使用する舟以外の交通乗具に搭乗走行中(銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。))に起因する他損事故を除く。)の事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故
- (9) 第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者の飼育・使用する猟犬の咬傷等による事故のうち、当該猟犬による事故に関し過去に保険金の給付を行っているもの

第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- 1 本会で保険金を支払う第4条第1項の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算定した支払責任額の合計額が損害額以下のときは、当会はこの保険契約の支払責任額を支払保険金の額とする。
- 2 第1項に定める支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当該事故による損害額をそれぞれの保険契約のてん補限

度額の割合によって算定した金額を本会の支払責任額とする。ただし、この保険契約の保険金額を限度とする。

第10条(保険料の払込方法等)

当保険の申込については、本会の構成員が、都道府県狩猟団体を通じて現金の一括払いにより構成員納入金を払い込むことにより、当保険の保険料を払い込んだものとする。保険料を払い込んだ構成員には、保険契約者証等を交付する

第11条(詐欺による取消)

保険契約の締結に際して、被保険者又は保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、本会は、審査委員会の決定に基づき、保険契約を取り消すことができる。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

第12条(不法取得目的による無効)

被保険者が保険金を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

第13条(告知義務)

保険契約締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、申込書又は告知書において本会が告知事項として質問した事項については、被保険者はその書面により告知することを要する。

第14条(通知義務)

被保険者は、保険契約の締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、所属する都道府県狩猟団体を通じて、遅滞なく本会に通知しなければならない。

- (1) 都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき
- (2) 住所又は通知先を変更したとき

第15条(告知義務違反による解除)

- 1 被保険者が第13条の規定により本会が告知を求めた事項について故意又は重大な過失により事実を告げなかった場合、あるいは、事実でないことを告げた場合には、本会は将来に向かって保険契約を解除することができる。
- 2 この場合、本会は保険金の支払事由が生じた後でも保険契約を解除することができ、保険金を支払わない。また、すでに保険金を支払っていた場合には、その全額の返還を請求することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかった場合には、保険金を支払う。
- 4 保険契約の解除は、被保険者に対する通知により行う。

第16条(告知義務違反による解除ができない場合)

本会は、次のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。

- (1) 本会が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていた場合又は過失により知らなかった場合
- (2) 本会のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下、「保険媒介者」という。)が、保険契約者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げた場合
- (3) 保険媒介者が、保険契約者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと又は事実でないことの告知をすることを勧めた場合
- (4) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過した場合
- (5) 保険契約が初年度契約の契約日から起算して2年を超えて有効に継続した場合

第17条(重大事由による解除)

1 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を将来に向けて解除することができる。

- (1) 被保険者が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合
- (2) 保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合
- (3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合

- (4) 前3号に掲げるもののほか、被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由があった場合
- 2 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができる。この場合、前項各号の事由の発生時以後に支払事由が生じていた場合には保険金を支払わない。また、既に保険金を支払っていた場合には、その返還を請求することができる。
- 3 本条による解除は、被保険者に対する通知によって行う。
- 第18条(受益資格の得喪)**
被保険者は、都道府県狩猟団体を通じて構成員納入金を納入したときにこの保険契約による補償を受ける資格(以下、「受益資格」という。)を取得し、構成員資格を喪失したときに受益資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が第6条に定める自損事故又は第7条に定める疾病死亡のときはこの限りでない。
- 第19条(保険契約の解約)**
被保険者は、次の各号に該当する場合には、所定の書類により請求することで将来に向かって保険契約を解約することができる。
(1) 狩猟免許の取消、効力の停止、失効
(2) 狩猟者登録の抹消、取消
- 第20条(保険料の返戻)**
前条の規定により保険契約を解約した場合には、既に払い込まれた保険料から、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻する。
- 第21条(損害防止義務)**
被保険者は、事故が発生したときは、損害の拡大を防止しこれを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠った場合には、本会は保険責任を負わないことがある。
- 第22条(事故発生概況報告)**
1 被保険者又はその遺族は、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、都道府県狩猟団体の長を経由して、事故発生概況報告書を提出しなければならない。ただし、被保険者の事故による重度の受傷等により提出が著しく困難である場合はその限りではない。
2 被保険者又はその遺族が正当な理由なく前項の報告を怠った場合は、本会は保険金支払の責に任じないことがある。
- 第23条(保険金の請求)**
1 被保険者又はその遺族が保険金を請求する場合には、事故発生後1ヶ年以内に、別表4に定める書類及び本会が必要に応じて求めるその他の書類を提出しなければならない。
2 被保険者が意識不明等により請求することができない場合には、その成年後見人からの請求により成年後見人に保険金を支払うことができる。成年後見人からの請求が困難な場合には、その遺族に当たる全員が連署した書面により選任した代表者が請求できるものとし、この場合、別表4に定める書類のほか、本会が必要に応じて求める書類を提出しなければならない。
3 被保険者に本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合の他損害事故保険金の請求については、当該損害保険会社から必要書類を添付の上請求することができるものとする。
- 第24条(保険金の支払時期等)**
1 本会は、保険金の請求をうけたときは、審査委員会で共済金の給付額を裁定し、当該請求書を受理した日から原則として90日以内に、被保険者、その遺族、遺族の代表者又は成年後見人(以下、「被保険者等」という。)の指定する預貯金口座への振込みにより保険金を支払う。
2 前項の裁定をするため特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、確認が必要な事項及びその裁定を終えるべき時期を被保険者等に対して通知するものとする。
3 前項の照会又は調査に際し、被保険者等が正当な理由なく当該確認を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項の期間に算入しないものとする。
- 4 前条第3項の損害保険会社による請求によらず、被保険者自らの請求による他損害事故保険金を被保険者に支払う場合には、当該被保険者の被害者に対する事故賠償金の支払いを確認した上でこれを行うものとする。
- 第25条(保険金支払後の保険契約)**
第5条により支払う保険金の額が限度額に到達した場合でも、保険契約は消滅しない。
- 第26条(保険契約の更新)**
1 本会は、被保険者に対して、保険期間満了日までに更新前契約の満了及び更新について通知する。
2 被保険者は、契約を更新しない場合又は契約内容の変更(第13条に定める告知事項の変更を含む。)を求める場合には、保険期間満了日までに本会へ通知しなければならない。
3 被保険者から前項の通知がなく更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合には、保険期間満了日の翌日を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新する。
4 更新後の契約については、更新日における普通保険約款その他の規定及び保険料率を適用する。
5 本条の規定により保険契約を更新したときは、被保険者に対して保険契約者証等を交付する。
- 第27条(更新時における保険料の増額又は減額等)**
1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険契約の更新に際して、行政庁の認可を得て次の変更を行うことがある。
(1) 保険料を増額し又は保険金額を減額すること
(2) 保険契約の更新を行わないこと
2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了日の2ヶ月前までに被保険者に通知する。
- 第28条(保険金の減額等)**
1 第4条第1項に定める他損害事故の被害者が第1種又は第2種銃猟構成員である際に、狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において当該被害者に本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった順守義務違反が認められる場合には、第8条の事由に該当しない場合であっても、審査委員会の裁定により支払うべき保険金の額の5%の額を上限として減額することができる。
2 第4条第1項又は第2項の事故の際に、第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者に次の順守義務違反が認められる場合は、別表5により、被保険者又は保険金請求者である損害保険会社に支払うべき保険金の減額、もしくは、被保険者に対して被害者に支払うべき事故賠償金の一部に相当する本人負担金の請求をすることができる。
(1) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において、本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった場合
(2) 狩猟行為中に、大粒散弾(6粒～15粒/弾)を使用した場合
- 第29条(保険期間中の保険料の増額又は保険金の削減)**
1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険期間中において、行政庁の認可を得て保険料を増額又は保険金額を減額する変更を行うことがある。
2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可取得後直ちに、その対象となる被保険者に通知する。
3 保険金給付に充当すべき額は、行政庁の認可を得てこれを定め、この普通保険約款に基づき給付する保険金の給付総額は、保険期間を通じ責任準備金の額をもって限度とする。
- 第30条(保険金の裁定についての異議申立)**
1 保険金の裁定に不服のある被保険者等は、裁定通知を受けた日から30日以内に本会に対し異議の申し立てを行い、再審査を請求することができる。
2 本会は、審査委員会において異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば再度保険金の給付の有無及びその金額を裁定しなければならないものとする。
- 第31条(保険金請求権時効)**
被保険者等は、事故が発生したときは、事故のあった日から1

年以内に保険金の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から3年間に限り保険金を請求することができるものとし、3年を経過した場合には保険金を請求する権利を失い、本会は保険責任を負わないものとする。

第32条(再請求についての制限)

被保険者等は、同一の事故について2回以上保険金を請求することはできない。

第33条(保険金の給付順位)

- 1 被保険者が第6条の事故又は第7条の疾病により死亡したときは、保険金はその遺族が請求しかつ受領する。
- 2 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

第34条(受給権の処分禁止)

- 1 被保険者等は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。
- 2 前項の規定に違反しこれを譲り渡し又は担保に供しても、これをもって本会に対抗することができないものとする。

第35条(被保険者相互の事故)

被保険者相互の事故については、損害賠償金を支払う義務を有する被保険者又はその代理人である損害保険会社のみが保険金を請求することができるものとする。

第36条(訴訟の提起)

保険金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。

第37条(準拠法)

本普通保険約款に規定のない事項は、関係法令によるものとする。

附 則(令和元年6月18日)

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

附 則(令和元年8月23日)

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

■別表1 後遺障害給付基準(他損)

等 級	後 遺 障 害	てん補限度額
第1級	1 両眼が失明したもの	4,000万円
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	5 両上肢を肘関節以上で失ったもの	
	6 両上肢の用を全廃したもの	
	7 両下肢を膝関節以上で失ったもの	
	8 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	3,552万円
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	5 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	6 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	3,134万円
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5 両手の手指の全部を失ったもの	
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの	2,746万円
	2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力を全く失ったもの	
	4 1上肢を肘関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を膝関節以上で失ったもの	
	6 両手の手指の全部の用を廃したもの	
	7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	

第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	2,358万円
	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	4 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	6 1上肢の用を全廃したもの	
	7 1下肢の用を全廃したもの	
	8 両足の足指の全部を失ったもの	
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	2,000万円
	2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	5 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの	
	6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	8 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指を失ったもの	
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1,672万円
	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	6 1手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの	
	7 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの	
	8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	11 両足の足指の全部の用を廃したもの	
	12 外貌に著しい醜状を残すもの	
	13 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの	1,344万円
	2 脊柱に運動障害を残すもの	
	3 1手の拇指を含み2の手指を失ったもの	
	4 1手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの	
	5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	8 1上肢に仮関節を残すもの	
	9 1下肢に仮関節を残すもの	
	10 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	1,044万円
	2 1眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	
	7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	9 1耳の聴力を全く失ったもの	
	10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの	
	12 1手の拇指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3の手指を失ったもの	
	13 1手の拇指を含み2の手指の用を廃したもの	
	14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
	15 1足の足指の全部の用を廃したもの	
	16 外貌に相当な醜状を残すもの	
	17 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの	806万円
	2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	
	3 14歳以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	

第10級	5	1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	806万円
	6	1 手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2の手指を失ったもの	
	7	1 手の拇指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの	
	8	1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
	9	1 足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの	
	10	1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
	11	1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	1	両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	598万円
	2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3	1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	4	10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5	両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	6	1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの	
	7	脊柱に奇形を残すもの	
	8	1 手のなか指又はくすり指を失ったもの	
	9	1 手の示指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの	
	10	1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの	
	11	胸腹部臓器に障害を残すもの	
第12級	1	1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	418万円
	2	1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3	7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4	1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	5	鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの	
	6	1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	7	1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	8	長管骨に奇形を残すもの	
	9	1 手のなか指又はくすり指の用を廃したもの	
	10	1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	11	1 足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの	
	12	局部に頑固な神経症状を残すもの	
	13	外貌に醜状を残すもの	
第13級	1	1 眼の視力が0.6以下になったもの	268万円
	2	1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	3	両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	
	4	5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5	1 手の小指を失ったもの	
第13級	6	1 手の拇指の指骨の一部を失ったもの	268万円
	7	1 手の示指の指骨の一部を失ったもの	
	8	1 手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9	1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの	
	10	1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	
	11	1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を属したもの又は第3の足指以下の3の足指を廃したもの	
第14級	1	1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	150万円
	2	3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	3	1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	4	上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	5	下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	6	1 手の小指の用を廃したもの	
	7	1 手の拇指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
	8	1 手の拇指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9	1 足の第3の足指以外の1又は2の足指の用を廃したもの	
	10	局部に神経症状を残すもの	

(上記表中用語：拇指→おや指 示指→ひとさし指)

- 【補足】
- 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
 - 手指を失ったものとは、拇指は指関節、その他の手指は第1関節以上を失ったものをいう
 - 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、または中手指関節もしくは第1指関節(拇指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
 - 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
 - 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節もしくは第1指関節(第1の足指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
 - 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
 - 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては、等級を次の通り繰り上げる。
 - (a) 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害1級を繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する共済金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の共済金額を下回るときは、前記合算額を採用する。
 - (b) 第8級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰り上げる。
 - (c) 第5級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体傷害3級を繰り上げる。
 - 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる共済金額から既にあった障害の等級に応ずる共済金額を控除した金額を共済金額とする。

■別表2 部位症状別給付限度日数(自損)

		部 位 (単位:日)											
		頭 部	顔 面 部				頸 部	胸部、腹部、背部、腰部 又は臀部		上 肢		下 肢	
			眼、耳、 歯牙を除く 顔面部	眼	耳	歯 牙		胸腹部 (含、胸骨・肋骨・ 肩甲骨)	背部・腰部・ 臀部 (含、腸骨)	手指を 除く上肢	手 指	足指を 除く下肢	足 指
症 状	打撲、ねん挫、挫傷、擦過傷、 筋・腱の不全断裂	11	21	21	11	—	11	11	11	11	11	11	
	挫創又は挫減創 (含、動物による咬傷)	21	21	—	21	—	21	21	21	21	21	21	
	骨折又は脱臼	90	32	—	—	—	90	32	90	53	32	63	53
	欠損又は切断	—	32	—	21	11	—	—	—	90	32	105	45
	筋又は腱の断裂(完全に切断され た状態)	—	—	—	—	—	—	—	—	53	32	53	21
	神経(脊髄を除く)の損傷又は 断裂	180	63	90	—	—	105	—	105	53	32	53	21
	脊髄の損傷又は断裂	—	—	—	—	—	180	—	180	—	—	—	—
	頭蓋内の内出血又は血腫 もしくは眼球の内出血又は血腫	90	—	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	臓器の損傷又は破裂もしくは 鼓膜、眼球の損傷又は破裂	—	—	45	21	—	—	90	—	—	—	—	—

(注1) 表中の各症状に該当しない傷害又は治療の実態と著しく乖離している日数については、審査委員会が個別案件ごとに検討する。

(注2) 同一事故により複数の傷害を負った場合は、最も多い日数に該当する症状及び部位を適用する。

■別表3 後遺障害給付基準(自損)

区 分	てん補限度額
1. 眼の障害	(万円)
(1)両眼が失明したとき	300
(2)片目が失明したとき	180
(3)片目の視力が著しく低下したとき	15
2. 耳の障害	
(1)両耳の聴力を全く失ったとき	240
(2)片耳の聴力を全く失ったとき	90
(3)片耳の聴力が著しく低下したとき	15
3. 鼻の障害	
(1)鼻の機能に著しい障害を残すとき	60
4. 咀嚼、言語の障害	
(1)咀嚼又は言語の機能を全く失ったとき	300
(2)咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	105
5. 外貌(顔面、頭部、頸部)	
(1)外貌に著しい醜状を残すとき	45
(2)外貌に醜状(顔面においては直径2cm癬痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残すとき	9
6. 脊柱の異常	
(1)脊柱に著しい変形又は著しい運動障害を残すとき	120
(2)脊柱に運動障害を残すとき	90
(3)脊柱に変形を残すとき	45
(4)椎骨の圧迫骨折により脊柱に変形を残すとき	15
7. 腕(手関節より上部)、脚(足関節より上部)の障害	180
(1)1腕又は1脚を失ったとき	150
(2)1腕又は1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く廃したとき	105
(3)1腕又は1脚の3大関節中1関節以上の機能を全く廃したとき	15
(4)1腕又は1脚の機能に障害を残すとき	15
8. 手指の障害	
(1)1手の拇指を指関節より上部で失ったとき	60
(2)1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	30
(3)拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき	24
(4)拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	15
9. 足指の障害	
(1)1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	30
(2)1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	24
(3)第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	15
(4)第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	9
10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	300
11. 上記1.から10.以外の障害であって、残された症状が将来においても回復できない重大な障害に至ったもの、又は身体の一部の欠損については、医師の診断書等により慎重に審査し、決定する。	――

■別表4 保険金請求書類

請求する保険金の種類	必 要 書 類
他損事故保険金	[被保険者が請求する場合] ・保険金請求書 ・医師診断書 ・被害者の診療明細書 ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・被害者の事故発生時の前年度における所得を証する書類 ・被害者が死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し ・事故の状況を証する写真 [損害保険会社が請求する場合] ・別途定める保険金請求書及び添付書類
自損事故保険金	・保険金請求書 ・医師診断書(原則として通院又は入院の通算日数が30日を超える場合に限る。) ・病院等が発行する通院又は入院に関する証明書又は医療費支払いに関する領収証等の写し ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し ・事故の状況を証する写真
狩猟行為関連疾病死亡保険金	・保険金請求書 ・死亡診断書(疾病と死亡との関係を明らかにするもの) ・死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の証明書 ・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・猟銃による狩猟行為中の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・疾病発症や動物による咬傷等の状況を証する写真

■別表5 保険金から減額する又は請求できる本人負担金の金額

順守義務違反の内容	減額又は請求できる金額
大日本猟友会安全狩猟ベスト・帽子の双方を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、自損事故の場合は10万円、他損事故の場合は200万円を限度とする。)
上記帽子を着用し、ベストを着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の70%(同上)
上記ベストを着用し、帽子を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の30%
大粒散弾を使用した場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、他損事故の場合は200万円を限度とする。)

重要事項説明書

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が狩猟中等の対象事故により、他人に怪我をさせた場合や、自身が負傷した場合、あるいは狩猟中の疾病により死亡した場合等に共済保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

*本共済保険はその趣旨等から、「狩猟行為中」の事故に補償対象を限定しているなど、支払可否や支払基準、支払方法等について損害保険会社のハンター保険等とは相違がある場合があります。

①<他損事故>被保険者が狩猟行為中(射撃練習を含む。以下同じ)の事故(第1種狩猟登録者である被保険者については銃器の暴発に起因する事故を含む。以下同じ)において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

②<自損事故> 被保険者が狩猟行為中の事故において、自身の生命・身体を害したとき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

*事前の「見切り」(下見)は、狩猟行為中とは見なされません。(但し、有害捕獲に関わる行政からの依頼・要請・指示を受けた場合を除く。)

*猟場以外(処理場、解体作業場等や林道などの公道上等)での事故は、狩猟行為中とは見なされず、支払対象とはなりません。

*傷害保険金の認定(給付対象)日数は、実際の入通院実績等に応じますが、受傷部位と症状による限度があります。

③<狩猟中疾病死亡> 被保険者が狩猟行為中に、事故以外の原因により発症し30日以内に死亡したとき、又は狩猟中の行為に起因する疾病により180日以内に死亡したときに保険金をお支払いします。

④【保険金をお支払いできない主な場合】 次のいずれかの事由によって生じた事故については、本会は、保険金をお支払いしません。

a)被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故

b)法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故

*公道上での発砲による事故は支払対象とはなりません。

c)法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故(鳥獣捕獲許可を受けた場合を除く。)

d)被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けないで鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故

*行政機関からの要請・依頼等による緊急捕獲活動時の事故については、その要請・依頼等の事実を証する書面の提出が必要です。

e)被保険者が銃刀法に定める許可(以下、「所持の許可」という。)を受けないで所持する銃器によって生じた事故

f)被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故

g)狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中の事故

*スノーモービルは交通乗用具と解され、搭乗走行中の事故は支払対象とはなりません。

h)地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故

i)被保険者の使用する猟犬の咬傷(当該猟犬の咬傷による事故で、過去に保険金の給付を行なっている場合に限る。)による事故

(3) 保険期間・保険の更新について

①中途契約者を除き、原則として1年間(狩猟期の始期日から翌年の狩猟期の始期日の前日まで)。中途契約者も保険期間の終期は同一です。

②被保険者又は一般社団法人大日本猟友会のどちらか一方より書面で別段の意思表示がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期(都道府県により同一ではありません。)を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新します。

(4) 引受条件

この共済保険は、保険金額(てん補限度額)が、①<他損事故>(被害者1名につき)4,000万円、②<自損事故>(1事故につき)300万円/(傷害日額)3,000円、③<狩猟行為関連疾病死亡>100万円又は20万円(持病等による場合)、で固定、かつ①～③の3種目セットでの引受のみとなります。

2. 保険料及び保険料払込方法

この共済保険の保険料は、第1種銃猟構成員が1500円、それ以外の構成員が750円で、払込方法は契約時に現金一括払(構成員納入金に含まれています。)となります。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済保険には満期返れい金、契約者配当金はありません。

4. 契約申込の撤回等(クーリングオフ)

この共済保険の保険期間は1年であることから、契約申込後に契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

5. 告知義務・通知義務等

(1) 加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者が、他に同種の保険契約(ハンター保険等)を締結している場合には、必ずその内容をご申告下さい。

(2) 加入後における注意事項(通知義務等)

保険契約の締結後、①都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき、②契約者構成員が住所を変更したとき、のいずれかの場合には遅滞なく本会に通知して下さい。また、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、事故発生報告書を提出して下さい。

6. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。 保険料を払い込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても保険金をお支払いできません。

7. 保険金をお支払いしない主な場合等(主な免責事由)

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

上記1. (2)④【保険金をお支払いできない主な場合】をご参照下さい。

(2) 重大事由による解除

以下の①～③の事由により本会がご契約を解除した場合には、それらの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

①被保険者又は保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取る目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

②この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。

③上記①②のほか、本会の被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

8. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

この保険の保険料の払込方法は、都道府県狩猟団体を通じての現金一括払いのみの取扱いで、払込み猶予期間等は設定しておりません。

9. 解約と解約返れい金

狩猟免許の取消、効力の停止、失効や狩猟者登録の抹消、取消の場合には、将来に向かってのご契約の解約が可能です。また、その場合、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻します。死亡保険金をお支払いするケガによって被保険者が死亡された場合は、その被保険者の保険料は返還しません。

10. 共済保険事業破綻時等の取扱い

本共済保険事業の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約時の返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

11. 個人情報の取扱いについて

本契約に関する個人情報を本契約の履行のために取得・利用し、業務委託先等に提供を行う場合があります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外には利用しません。

「ポスターのモデル」 紹介



本年度の狩猟免許試験事前講習会ポスターのモデルは、北海道猟友会所属の金子恵美さんと堀内美歩さんのお二人です。

金子さんは、ハンター不足を知って自分もやってみようかなと最初は軽く考えていたところを一旦思いとどまり、娘さんの小学校入学を機に決心してハンターになったそうです。

埼玉県出身の堀内さんは、北海道の大学に進学し、エゾシカやヒグマに関わる仕事を目指したものの一度は断念、それでも何か関わりを持ちたいとの思いから趣味として狩猟を始めたそうです。



(中央) 堀江北海道猟友会会長

堀内 美歩さん

プロフィール

北海道猟友会北見支部所属、第一種銃猟免許保有。猟師歴1年。今年3月末まで農協で畜産に関する仕事に従事。

ひと言

「獲ったら綺麗にいただく」を心がけ、いただいた命になるべく無駄がないよう解体技術を磨きたいと思います。若手ハンターの増加や、ジビエが一時的なブームではなく、今後当たり前になることを願っています。



金子 恵美さん

プロフィール

北海道猟友会遠軽支部所属、第一種銃猟免許保有。猟師歴8年。遠軽町にあるシカの解体処理施設に勤務し、ハンターの窓口業務などを担当。

ひと言

何にでも対応できるような腕の良いハンターになりたいです。娘も2年後にハンターになる予定で、親子で狩猟のできる日を夢見ています。そして狩猟を通して自然界のこと、エゾシカのことを子供たちに伝えていきたいです。

令和4年度 日猟会報 (通巻第48号)

発行日 令和4年9月1日

編集・発行者 一般社団法人 大日本猟友会

会長 佐々木 洋平

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11

TEL (03) 3234-8080

印刷所 佐川印刷株式会社

*本紙は再生紙及び環境にやさしいインクを使用しています
*本紙記事・写真等の無断掲載・引用を禁じます

「狩猟事故防止映像 事故につながる分岐点」をご活用ください

目的・背景

- 近年、狩猟などの鳥獣捕獲において様々な事故が多発しており、安全対策の強化が求められています。
- 環境省では、狩猟者の皆様に「事故を絶対に起こさないように」と強く意識していただくことを目的として、大日本猟友会及び静岡県猟友会など関係者のご協力の下、事故の再現ドラマや俳優の藤岡弘、さんが狩猟での心構え等を紹介する映像資料を制作・公開しています。
- 狩猟免許更新講習で広くご活用いただいているほか、環境省YouTubeチャンネルにおいても公開していますので、狩猟者の皆様におかれましては、ぜひご覧いただき、狩猟事故の防止にお役立てください。

映像の概要・YouTubeチャンネルQRコード

第1章「誤射はなぜ起きた？」

- ・ 銃猟において人を野生鳥獣と間違えてしまう「誤射」に関する事故事例を参考に、どうしてこのような事故が起こったのか、事故を起こさないための対策、心構え等を解説しています。

(収録時間11分)



第2章「増えるわな猟の事故」

- ・ 近年、免許取得者が増加している「わな猟」における事故事例を参考に、わなにかかった野生鳥獣の逆襲による事故がどうして起こったのか。事故を起こさないための対策、心構え等を解説しています。

(収録時間 7 分40秒)



第3章「クセをつけた心構え」

- ・ 俳優の藤岡弘、さんが静岡県猟友会の方々に同行し、狩猟を行う際に気を付けるべき心構えや所作・振る舞いを紹介します。(収録時間13分)



狩猟者団体からのメッセージ





銃猟は安全最優先

足場の確認

矢先の確認

獲物の確認

脱包の確認

ベスト・帽子の着用

大粒散弾の使用禁止

**くくりわな猟は
特に注意!**

⚠ 猟友会構成員の皆さんへ

安全狩猟は猟友会の基本!

**イノシシ等の逆襲注意
錯誤捕獲の防止**